

**第3期砂川市
子ども・子育て支援事業計画
素案（たたき台）**

**令和7年3月
砂川市**

はじめに

令和7年3月

〇〇〇〇

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 法的な位置づけ	2
4 関連計画との位置づけ	3
5 計画の期間	3
6 計画の策定体制	4
第2章 砂川市子ども・子育てを取り巻く状況	5
1 統計データからみた子どもを取り巻く状況	5
2 教育・保育の状況	12
3 地域子育て支援事業の状況	14
4 「砂川市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況	18
5 アンケート調査（ニーズ把握調査）結果の概要	20
6 アンケート調査（ニーズ把握調査）結果のまとめ	41
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 基本理念	43
2 基本的視点	44
3 施策体系	45
第4章 砂川市子ども・子育て支援事業計画	46
1 教育・保育提供区域の設定	46
2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容	48
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容と実施時期	51
第5章 砂川市次世代育成支援地域行動計画	62
資料編	63
1 計画策定組織	63
2 砂川市子ども・子育て会議設置要綱	64
3 砂川市子ども・子育て会議設置名簿	66

読み替え規定について

義務教育学校が開設される令和８年度以降、下記の語句については記載のとおり読み替えることとする。

令和７年度まで	令和８年度以降
小学校	義務教育学校
中学校	義務教育学校
小中学校	義務教育学校
小学生	義務教育学校１年生～６年生
中学生	義務教育学校７年生～９年生
低学年	義務教育学校１年生～３年生
高学年	義務教育学校４年生～６年生
小中学生	義務教育学校の児童・生徒
小中高校生	義務教育学校の児童・生徒・高校生

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。そのため、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として令和5年4月に「こども基本法」が制定・施行されました。

また、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、「こども基本法」の施行と同時に「こども家庭庁」が創設されました。

■こども基本法に定められた6つの基本理念



2 計画策定の趣旨

我が国の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められていることを背景として、平成27年4月から子ども・子育て支援は新制度に移行しました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、新制度に基づき、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として、全市町村で策定が義務づけられているものです。

砂川市（以下「本市」という。）においても、市町村子ども・子育て支援事業計画として「第2期砂川市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定し、全ての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備に努めてきました。

「第2期砂川市子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度が計画期間の最終年度となっているため、近年の制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

3 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。

また、次世代育成支援対策推進法第8条における「市町村行動計画」と一体的に策定することとします。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	市町村行動計画 (努力義務)
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「砂川市第7期総合計画」の子ども・子育て支援にかかる分野別計画



一体的に策定



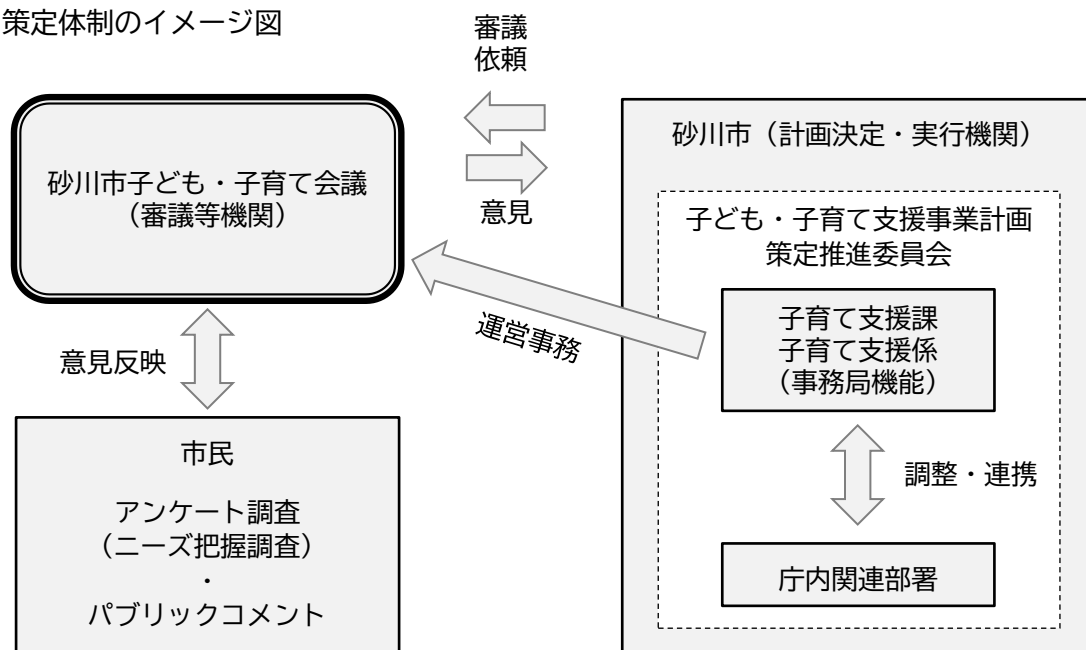
第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画

6 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に定められている本市の「子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営及び施策推進に関する事項について審議を行いました。

■策定体制のイメージ図



(2) 子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会

市内部に「子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項の素案について協議を行いました。

(3) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査（ニーズ把握調査）

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎データの収集を目的としてニーズ調査を実施しました。

(4) パブリックコメント

本計画の素案を市のホームページなどで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

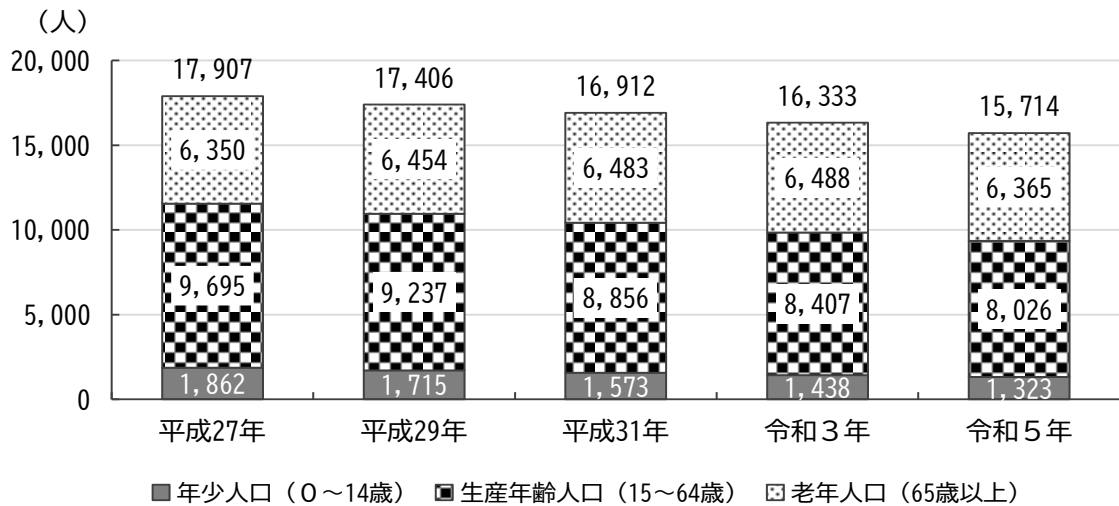
第2章 砂川市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 統計データからみた子どもを取り巻く状況

(1) 人口の推移

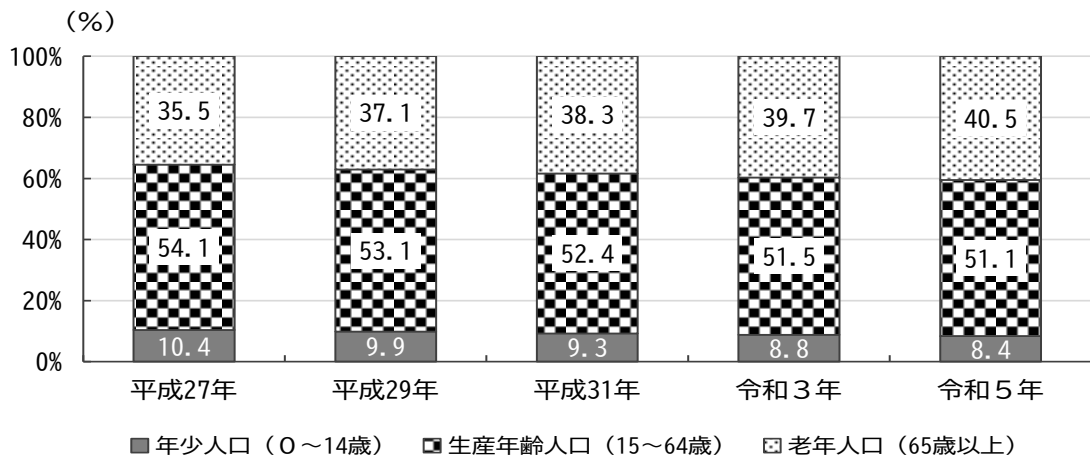
年齢3階級別人口の推移をみると、本市の人口は、平成27年の17,907人から令和5年は15,714人と、2,193人減少しています。また、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向が続き、老年人口（65歳以上）も令和3年をピークに令和5年には減少に転じました。

図表 年齢3階級別人口の推移



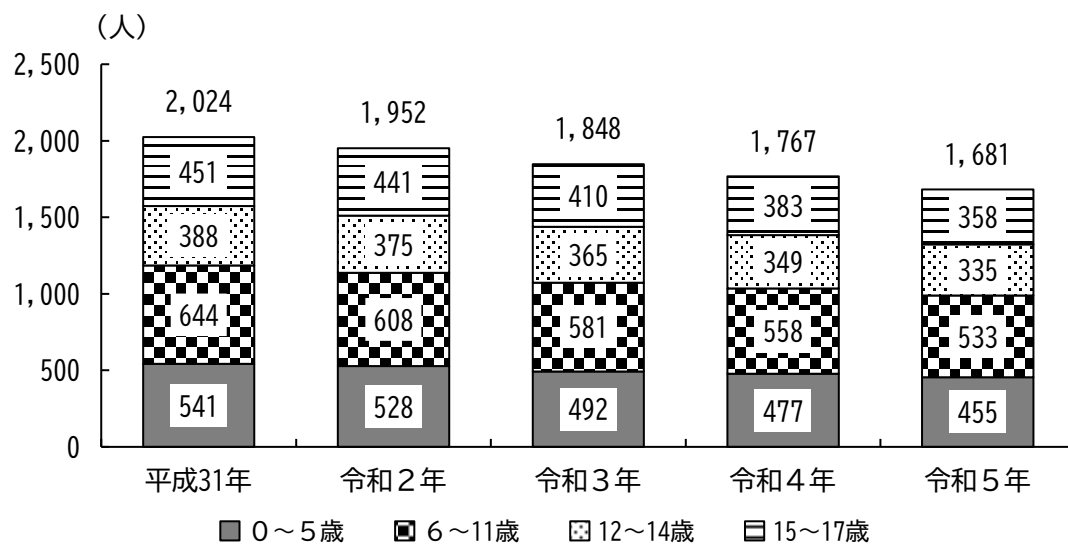
人口の構成割合については、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が低下しているのに対し、老年人口（65歳以上）は上昇が続いて令和5年には40%を超えました。

図表 年齢3階級別人口構成割合の推移



0歳から18歳未満までの児童人口の推移をみると、各年齢層ともに減少傾向となっています。平成31年から令和5年にかけて、「6～11歳」は111人減少、「15～17歳」は93人減少、「0～5歳」は86人減少、「12～14歳」は53人減少となっています。

図表 児童人口の推移

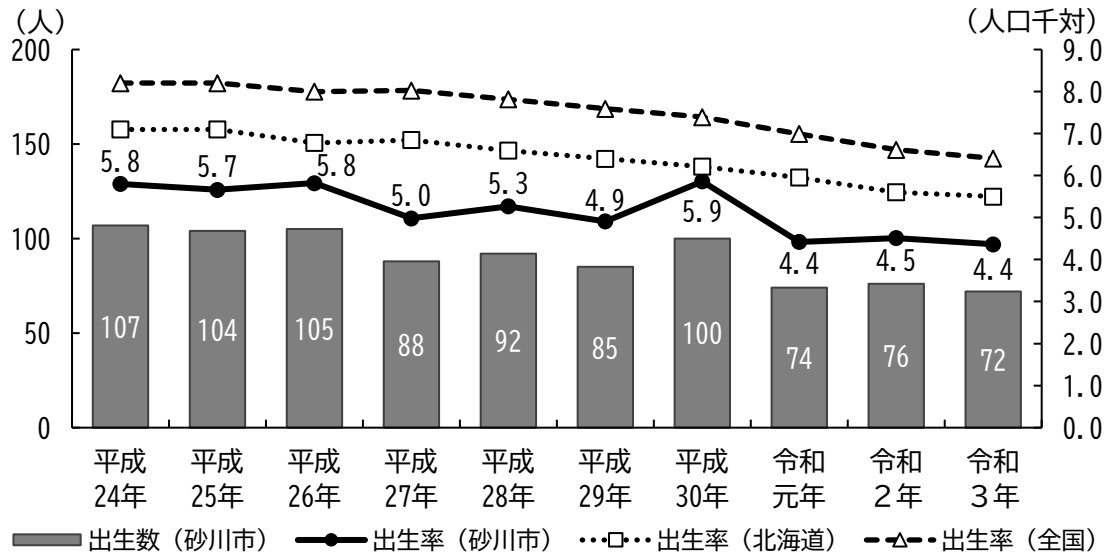


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

出生数の推移をみると、北海道が公表している本市の出生数は減少傾向にあり、平成24年から令和3年にかけて35人減少しています。また、出生率も平成24年の5.8%が令和3年は4.4%と低下し、いずれの年も全国や北海道よりも低い値で推移しています。

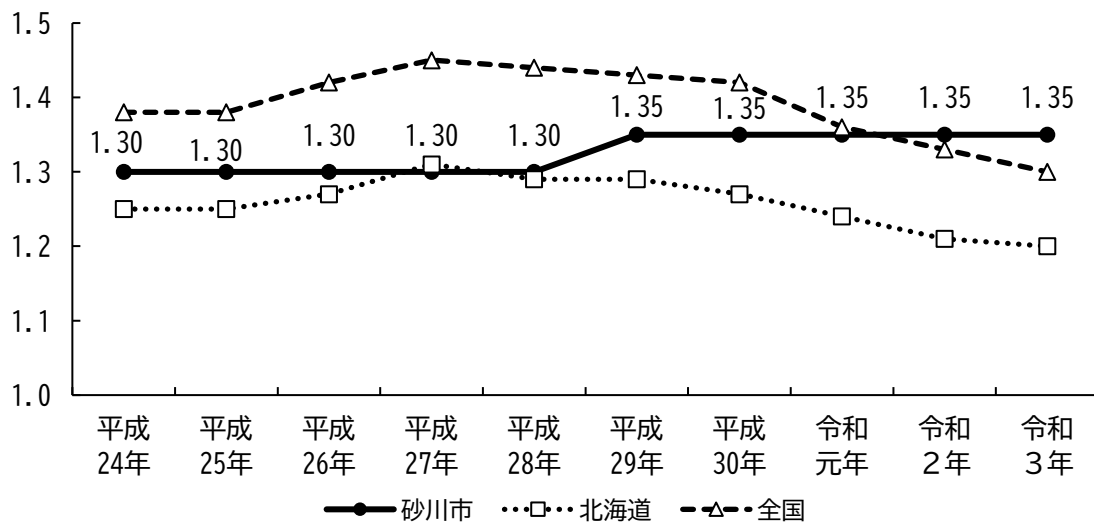
なお、直近の状況として本市の集計では、令和4年度の出生数は78人、令和5年度は58人となっています。（「砂川市事務報告書」）

図表 出生数の推移



合計特殊出生率の推移をみると、平成24年から令和3年まで、北海道が公表している本市の合計特殊出生率(※)は、1.30人から1.35人という数値になっています。

図表 合計特殊出生率の推移

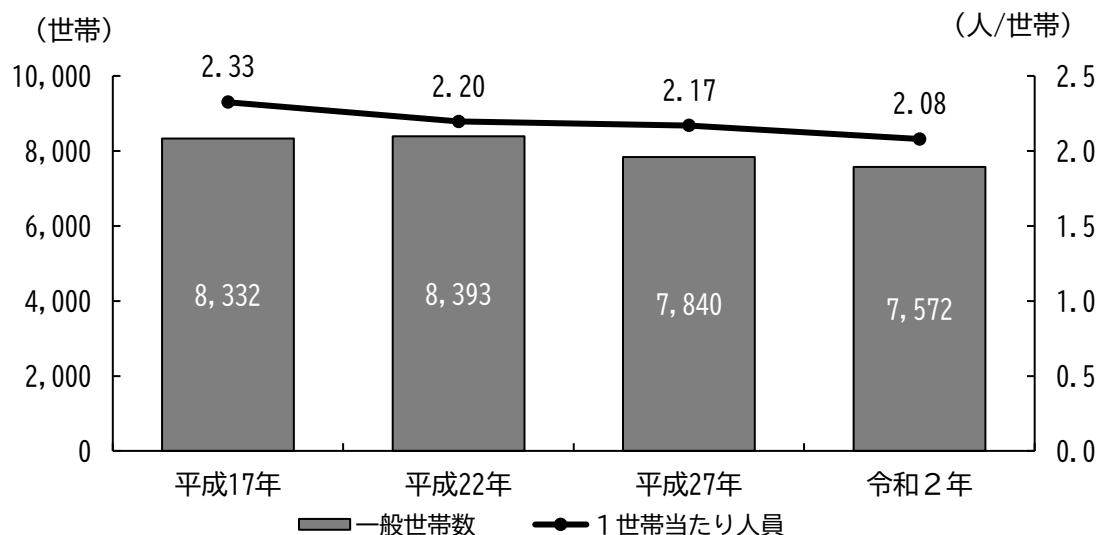


※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均

(2) 世帯の状況

世帯数の推移をみると、平成17年の8,332世帯から、令和2年は7,572世帯と、760世帯減少しています。また、1世帯当たり人員も減少が続き、平成17年の2.33人から、令和2年は2.08人となっています。

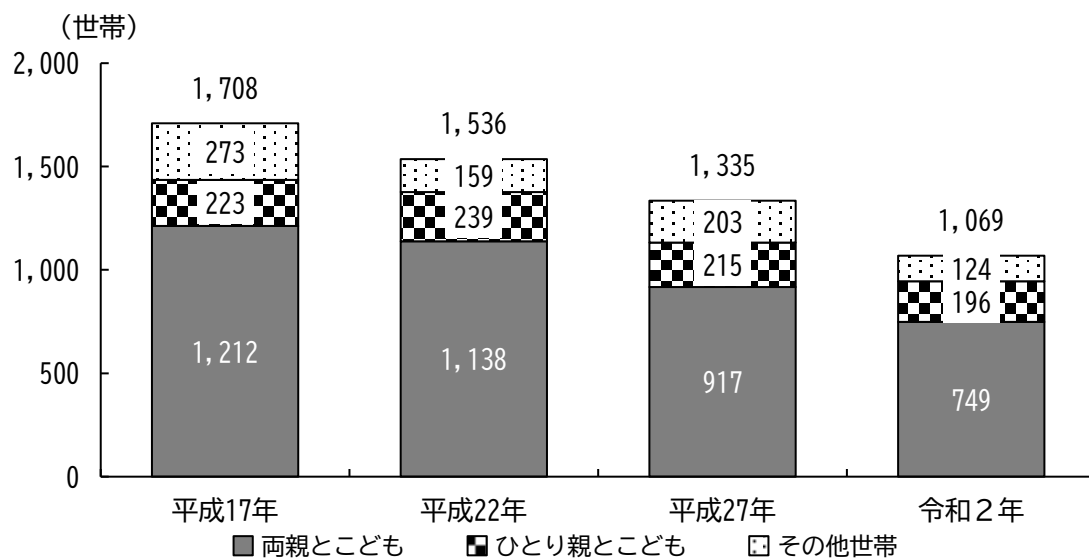
図表 世帯数の推移



資料：国勢調査

18歳未満世帯員のいる世帯タイプの推移をみると、世帯数は平成17年の1,708世帯から、令和2年は1,069世帯に減少しています。世帯タイプでは、平成17年と令和2年を比較すると、「両親と子ども」「ひとり親と子ども」「その他世帯」の全てが減少傾向にあります。

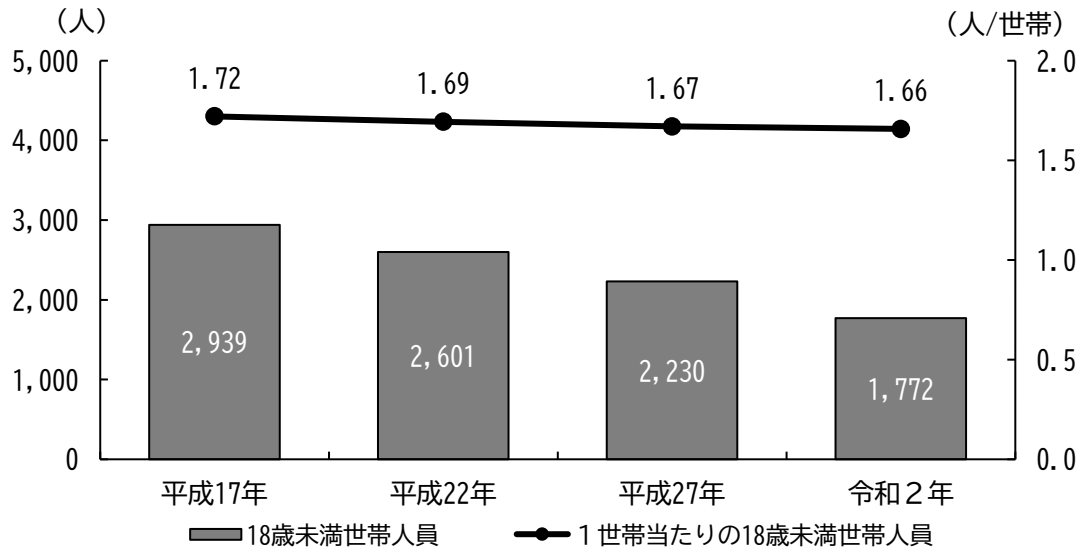
図表 18歳未満世帯員のいる世帯タイプの推移



資料：国勢調査

18歳未満世帯員のいる世帯における18歳未満世帯人員の推移をみると、18歳未満世帯人員は減少傾向が続いており、平成17年の2,939人が令和2年は1,772人となっています。1世帯あたりの18歳未満世帯人員もわずかに減少傾向が続いており、平成17年の1.72人が令和2年は1.66人となっています。

図表 18歳未満世帯員のいる世帯における18歳未満世帯人員の推移

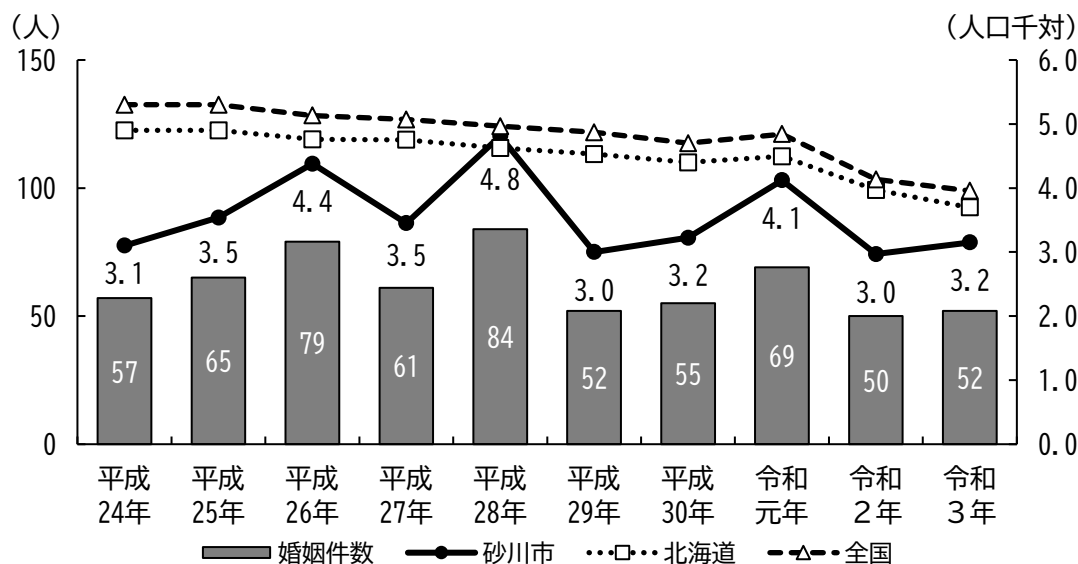


資料：国勢調査

(3) 家庭環境の状況

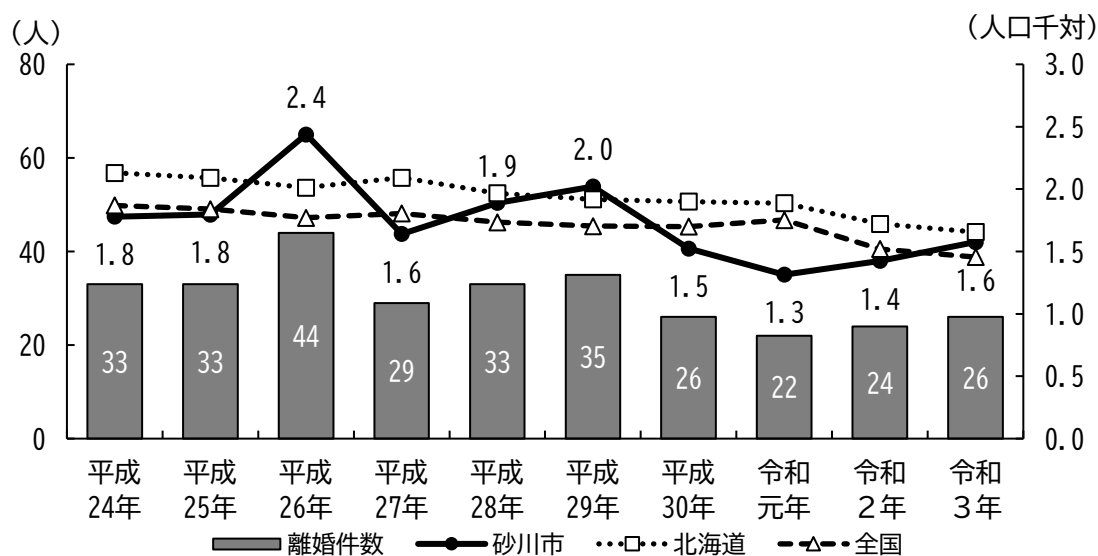
婚姻数の推移をみると、本市の婚姻件数は50件台から80件台で推移しています。また、婚姻率を全国や北海道と比較すると、平成28年を除いて各年で全国、北海道よりも低くなっています。

図表 婚姻数の推移



離婚数の推移をみると、本市の離婚件数は20～40件台で推移しています。また、離婚率は、平成26年及び平成29年を除いて2.0を下回り、平成30年以降は1.6以下となっています。

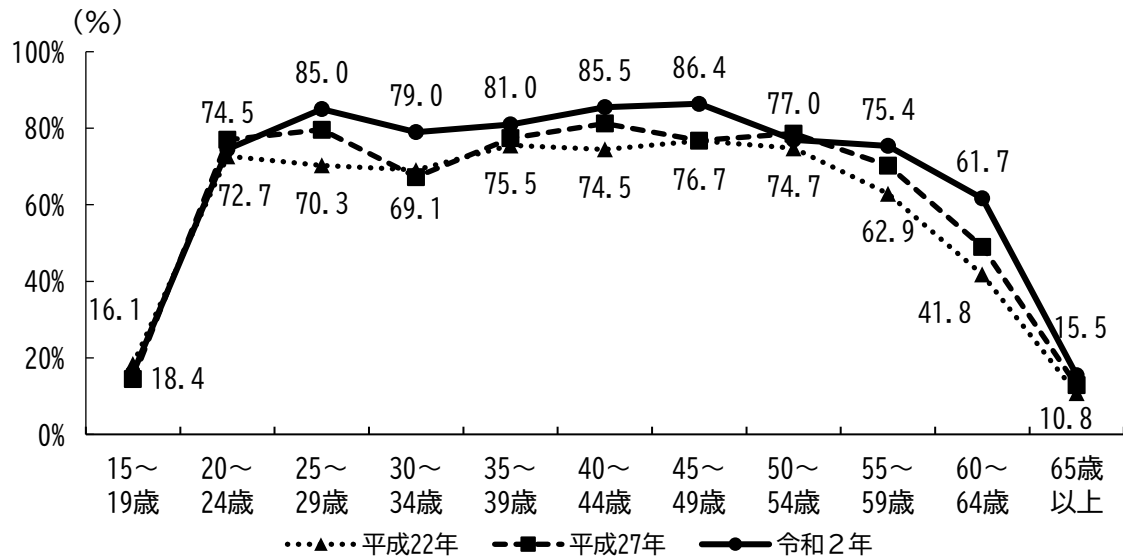
図表 離婚数の推移



(4) 就労の状況

女性の年齢別労働力率(※)の推移をみると、平成22年から令和2年にかけて、20歳代前半から40歳代後半はおおむね労働力率が上昇しており、特に30歳代前半は大きな変化がみられ、いわゆるM字カーブ(※)が緩やかになっています。

図表 女性の年齢別労働力率の推移

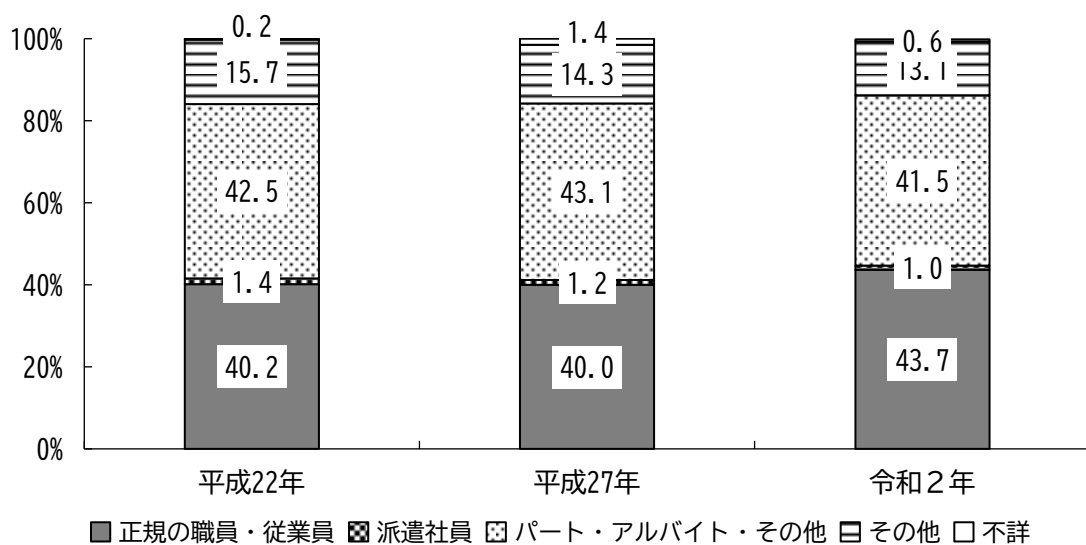


※労働力率：就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合

※M字カーブ：女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する傾向にあることを表す曲線

女性の従業上の地位別就業者の割合をみると、平成22年と令和2年では大きな変化はなく、令和2年は「正規の職員・従業員」が43.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト・その他」が41.5%となっています。

図表 女性の従業上の地位別就業者の割合

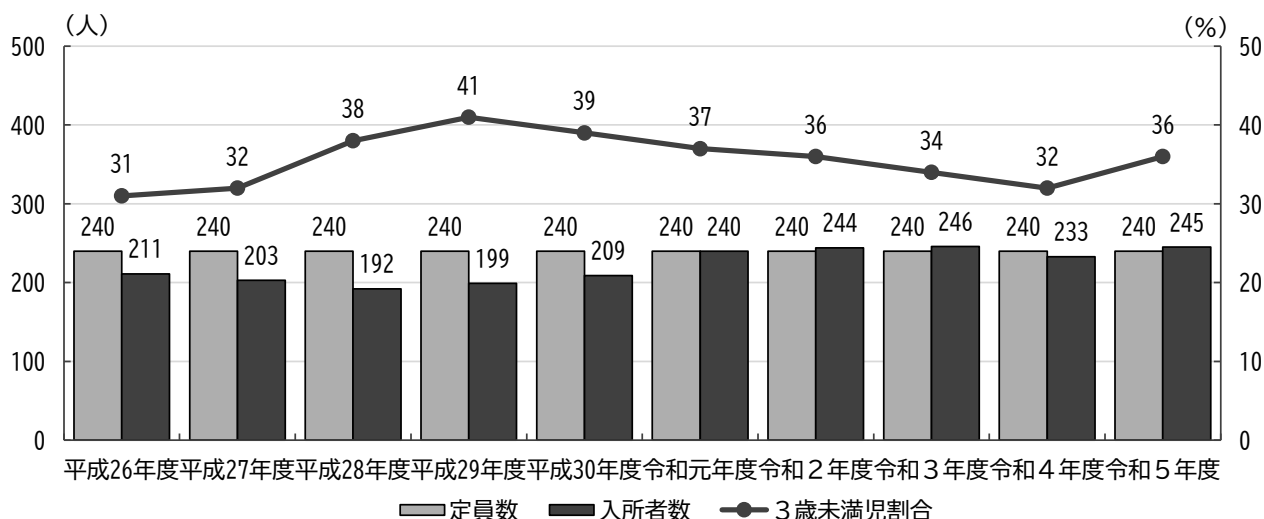


2 教育・保育の状況

(1) 保育所

市内保育所の入所者数は令和元年度以降、定員前後で推移しており、令和5年度は245人となっています。入所者数全体のうち3歳未満児の占める割合は、平成30年度以降低下していましたが、令和5年度は上昇して36%となっています。定員数は240人で変更ありません。

図表 保育所の定員数、入所者数、3歳未満児割合の推移【各年4月1日現在】

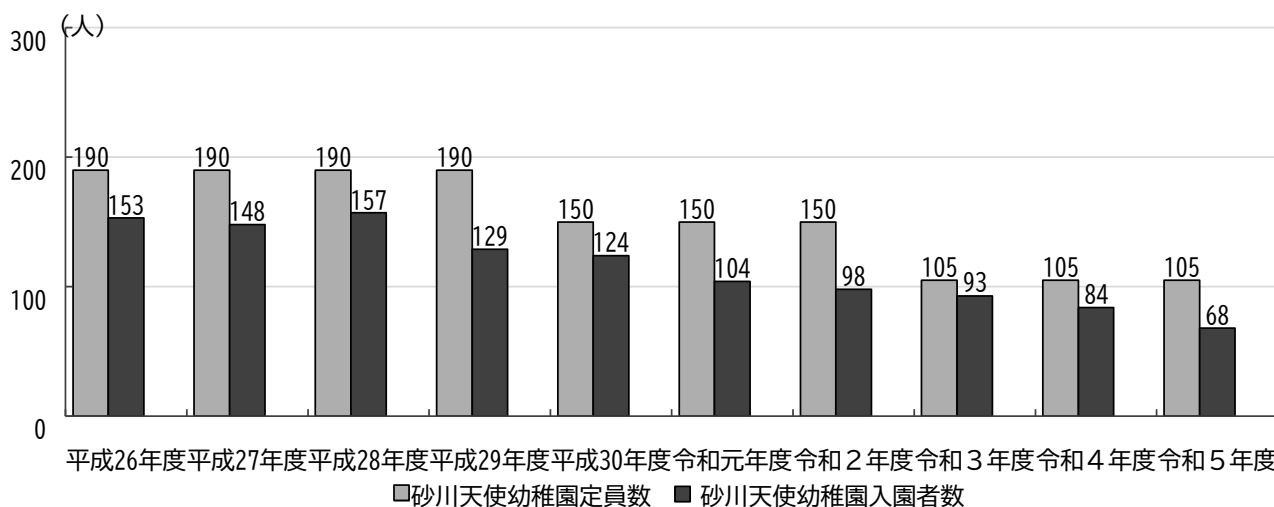


資料：市子育て支援課

(2) 幼稚園

市内幼稚園（砂川天使幼稚園）の市内外からの入園者数は、平成29年度以降は減少傾向となっており、令和5年度は68人となっています。定員数は、令和3年度に150人から105人に見直し、令和6年度から75人に変更になりました。

図表 砂川天使幼稚園の定員数、入園者数の推移【各年4月1日現在】



資料：市子育て支援課

(3) 学童保育所

学童保育所における通年利用者数の合計（利用者計）は、令和元年度から5年度にかけて100人台から140人台で推移しています。定員に占める利用者計の割合（利用率）は、令和5年度は72.52%となっております。

なお、実際の利用状況としては短期利用者も含めた人数となりますが、短期利用者は1日に5か所を合わせても10人前後であり、定員内で対応できる状況となっております。

図表 学童保育所の入所者数の推移【各月初日の通年利用者数の平均値】

【単位：人・％】

	定員	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
砂川学童保育所	40	35.3	24.8	30.0	38.3	36.3
豊沼学童保育所	40	16.3	13.6	21.3	25.8	20.4
中央学童保育所	40	21.3	20.9	30.8	36.0	40.2
北光学童保育所	30	13.1	8.1	5.9	6.3	6.1
空知太学童保育所	40	39.3	34.0	31.2	37.9	34.8
利用者計	190	125.3	101.4	119.2	144.3	137.8
利用率	-	65.94	53.36	62.73	62.31	72.52

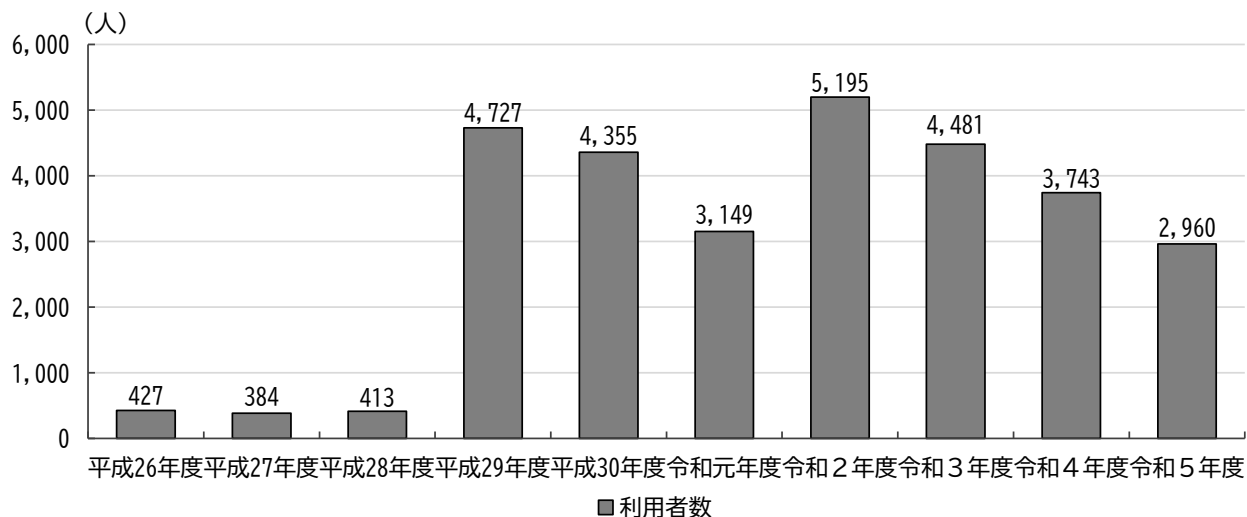
資料：市子育て支援課

3 地域子育て支援事業の状況

(1) 一時預かり事業

一時預かり事業の利用者数は、平成26年度から平成28年度は400人前後で推移していましたが、平成29年度に幼稚園型の事業を開始したことから増加し、令和5年度は2,960人となっています。

図表 一時預かり事業の利用者数の推移



※平成29年度から幼稚園型を含む。資料：市子育て支援課

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育て支援センターは、地域子育ての拠点として中核的な役割を果たしており、子育てに係わる相談の受付や情報提供を行っています。利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度以前は5,000人以上でしたが、令和2年度以降は利用制限等もあり、1,000人台から2,000人台で推移しています。実施箇所数は市内1か所となっています。

図表 子育て支援センターの利用状況の推移

【単位：人・か所】

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	6,345	8,488	8,874	7,629	6,358	5,430	2,619	1,381	2,562	2,943
実施 箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

資料：市子育て支援課

（３）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育てから手が離れた市民を中心に、子育て支援ボランティアの育成支援に努め、地域住民の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

令和5年度の会員数は、協力会員が15人、依頼会員が53人となっており、両会員ともに増加傾向となっています。利用状況については就学児の利用はあまりないものの、未就学児は一定程度の利用がありました。

図表 ファミリー・サポート・センターの会員数及び利用状況の推移

【単位：人】

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
会員数	協力会員	9	9	8	9	8	11	10	10	14	15
	依頼会員	24	25	21	18	46	44	46	40	48	53
	両方会員	1	1	1	2	2	2	6	9	9	9
利用 状況	未就学児	115	43	27	85	38	19	34	16	43	69
	低学年		4	1	45	20	2	7	0	1	0
	高学年		0	0	29	119	76	74	0	0	0

資料：市子育て支援課

（４）妊婦健康診査

妊婦健康診査の対象者数は、平成26年度まで、100人を超えていましたが、平成27年度に100人を下回り、令和5年度は70人となっています。

図表 妊婦健康診査の対象者数の推移

【単位：人】

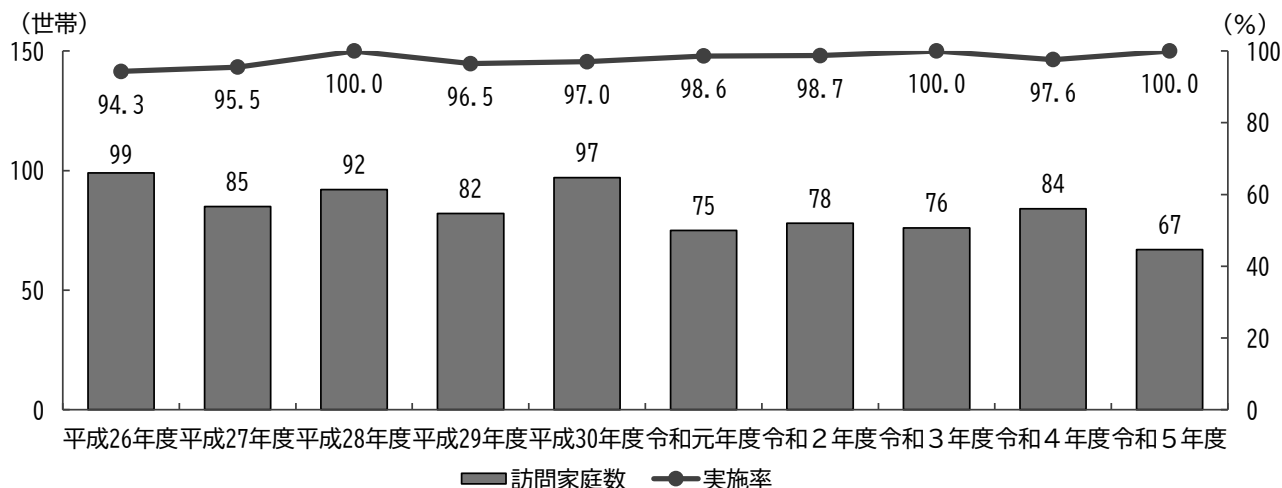
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
対象者数	108	99	83	93	88	66	87	82	53	70

資料：市ふれあいセンター

（５）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児家庭全戸訪問事業による訪問家庭数は、平成26年度以降90世帯台から70世帯台で推移していましたが、令和5年度は67世帯と減少しています。実施率は、平成26年度以降、94%以上となっています。

図表 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況の推移

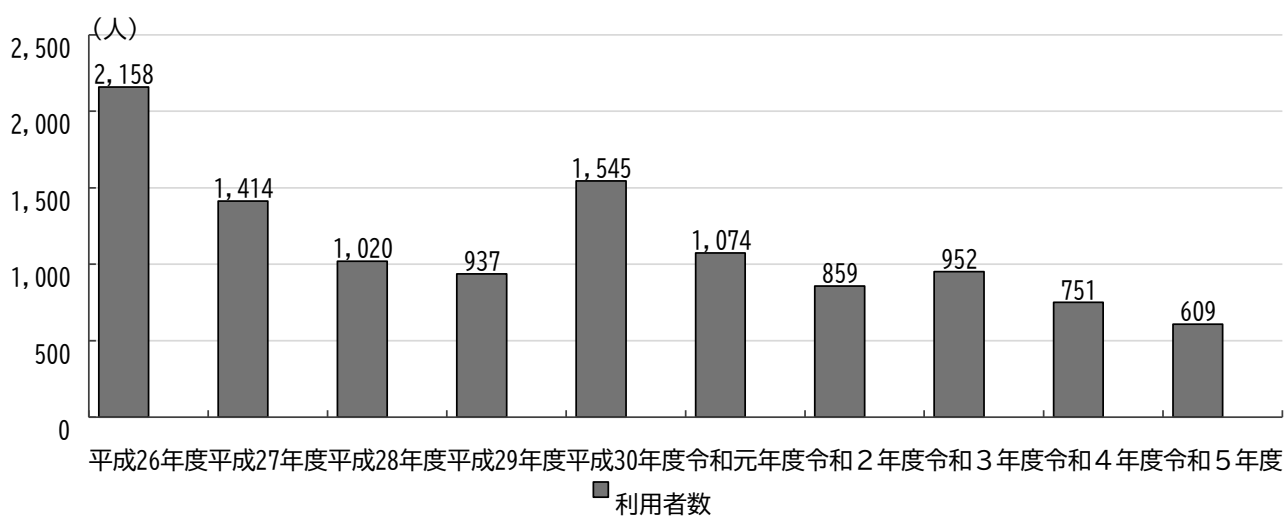


資料：市ふれあいセンター

（６）時間外保育事業（延長保育）

時間外保育事業（延長保育）の延べ利用者数は、平成27年度以降、減少傾向となっており、令和5年度は609人となっています。

図表 時間外保育事業（延長保育）の利用者数の推移



資料：市子育て支援課

(7) 病児・病後児保育事業

平成28年10月から事業を開始した病児・病後児保育事業は、市内外の幼稚園、保育所、学童保育所（小学校1年生から3年生まで）等を利用している児童を対象としていますが、令和5年度の登録者数は113人、利用者数は164人となっています。

図表 病児・病後児保育事業の利用者数の推移

【単位：人】

	平成 28年度 (10月 ～3月)	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
登録者数	46	70	82	63	51	76	93	113
利用者数	12	131	127	235	51	90	137	164

資料：市子育て支援課

4 「砂川市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

(1) 教育・保育施設

「砂川市子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育施設の数値目標と実施状況は次のとおりです。

図表 教育・保育施設の目標と実績

		第2期計画目標	実績 (令和6年4月)
1号認定(3歳以上、 幼稚園を利用希望)	特定教育・保育施設	(※) 75人	54人
	確認を受けない申出を行った幼稚園	0人	0人
2号認定(3歳以上、 保育所を利用希望)	特定教育・保育施設	184人	144人
	地域型保育事業	0人	0人
	認可外保育施設	30人	14人
3号認定(0歳、 保育所を利用希望)	特定教育・保育施設	17人	6人
	地域型保育事業	0人	0人
	認可外保育施設	5人	0人
3号認定(1・2歳、 保育所を利用希望)	特定教育・保育施設	59人	76人
	地域型保育事業	0人	0人
	認可外保育施設	15人	13人

(※) 1号認定の特定教育・保育施設に係る第2期計画の目標値については、当初150人に設定しましたが、市内幼稚園の定数変更に伴い、令和3年度から105人、令和6年度から75人に変更しています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

「砂川市子ども・子育て支援事業計画」における地域子ども・子育て支援事業の数値目標と実施状況は次のとおりです。

図表 地域子ども・子育て支援事業の目標と実績

		第2期計画目標	実績 (令和5年度)
利用者支援事業		1 か所	1 か所
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）		1 か所	1 か所
妊婦健診事業		89 人	138 人
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		77 人	67 人
養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業		10 人	28 人
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）		0 人	0 人
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	低学年	28 人日	0 人日
	高学年	82 人日	0 人日
一時預かり事業 （幼稚園における在園児対象型）	幼稚園の一時預かり	2,303 人日	2,595 人日
一時預かり事業（幼稚園における 在園児対象型以外）	保育所の一時預かり （在園児対象型以外）	787 人日	365 人日
	子育て援助活動支援事業	39 人日	69 人日
時間外保育事業（延長保育）		66 人	64 人
病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	病児・病後児保育事業	892 人	164 人
	子育て援助活動支援事業	0 人	0 人
放課後児童健全育成事業 （学童保育所）	低学年	86 人	107.2 人
	高学年	38 人	30.6 人

5 アンケート調査（ニーズ把握調査）結果の概要

（１）調査の概要

■調査の概要

調査の目的	・「第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）」の策定を進めるにあたり、子育て家庭の生活状況や市の施策に対する、保護者の方の意見・要望を把握し、砂川市の新しい子育て支援策を検討するため、調査を実施しました。
調査対象	・砂川市在住の就学前児童がいる家庭の保護者 ・砂川市在住の就学児童がいる家庭の保護者
調査期間	・令和6年2月26日～令和6年3月11日
調査方法	・郵送配布・回収、WEB回答

■調査票の回収結果

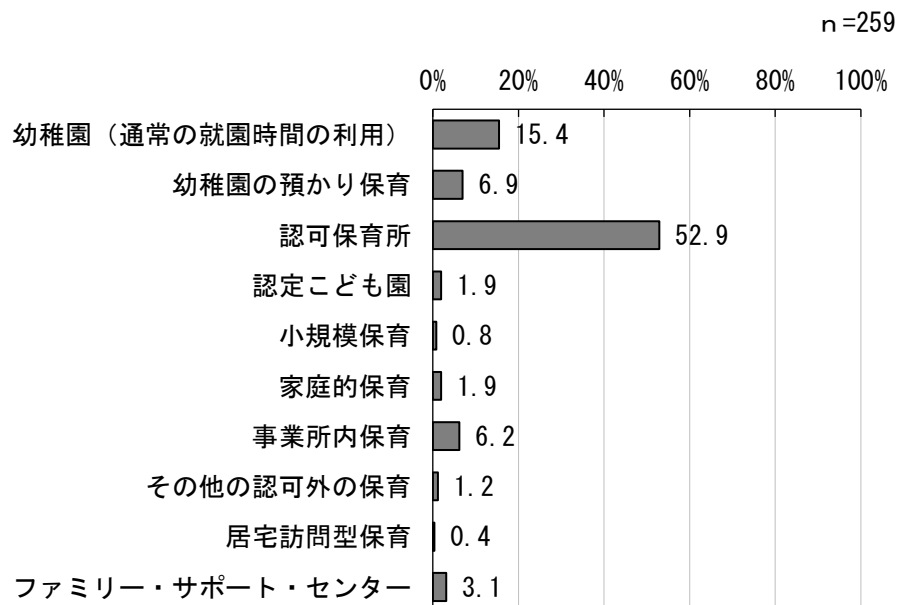
	配布数 (票)	回収数 (票)		回収率 (%)
就学前児童の 保護者向け	390	259		66.4
		紙	WEB	
		73	186	
就学児童の 保護者向け	424	286		67.5
		紙	WEB	
		75	211	

※百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出しています。本文及び図中の数字に関しては、全て小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。

(2) 調査の結果概要（就学前児童）

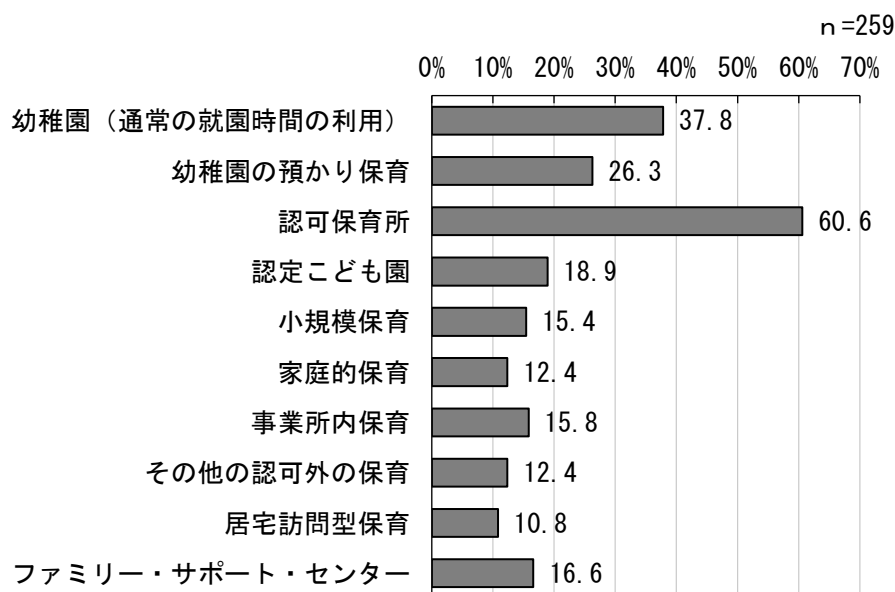
- ① 「定期的な」教育・保育の利用状況について
 ○ 「定期的な」教育・保育施設等の利用状況

現在「定期的に」利用している施設等は、「認可保育所」が52.9%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が15.4%、「幼稚園の預かり保育」が6.9%、「事業所内保育」が6.2%となっています。



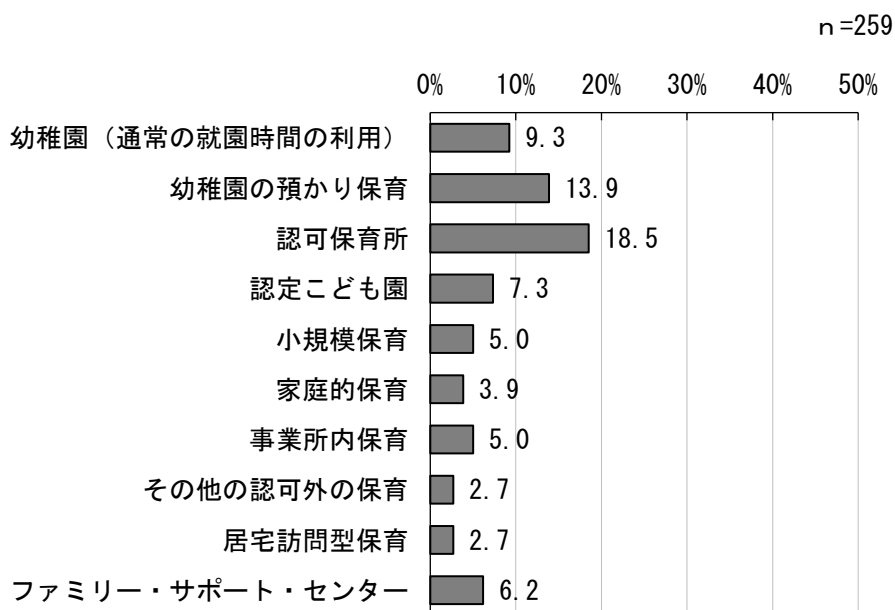
○今後定期的に利用したい教育・保育施設

今後平日の利用を希望する施設等は、「認可保育所」が60.6%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が37.8%、「幼稚園の預かり保育」が26.3%となっています。



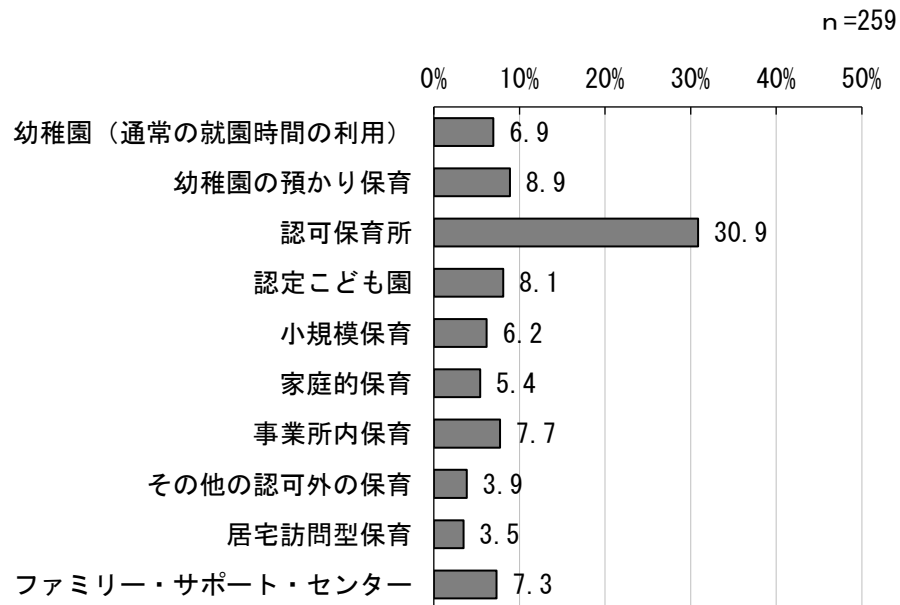
【今後の利用希望（お子さんの長期休暇期間中）】

今後お子さんの長期休暇期間中の利用を希望する施設等は、「認可保育所」が18.5%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が13.9%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が9.3%となっています。



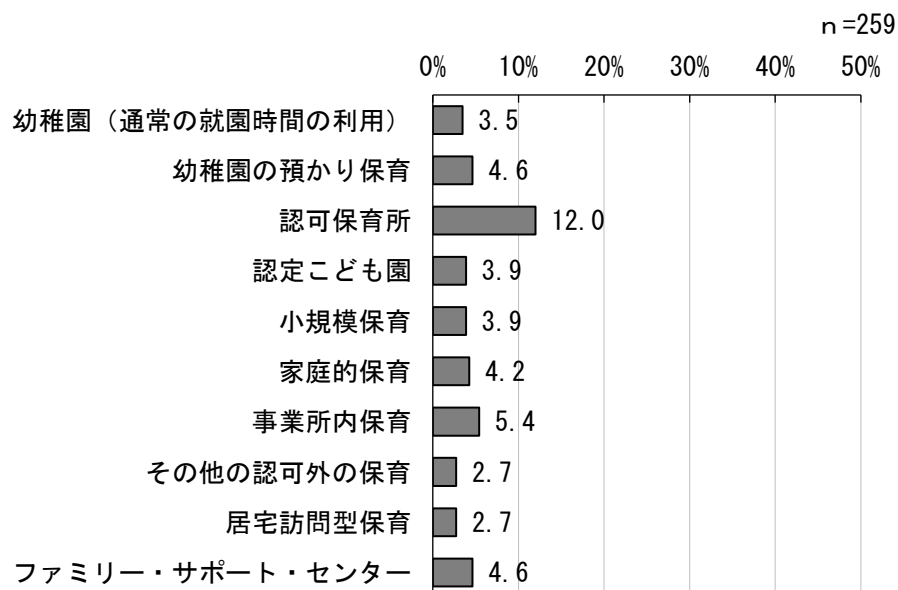
【今後の利用希望（土曜日）】

今後土曜日の利用を希望する施設等は、「認可保育所」が30.9%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が8.9%、「認定こども園」が8.1%となっています。



【今後の利用希望（日曜・祝日）】

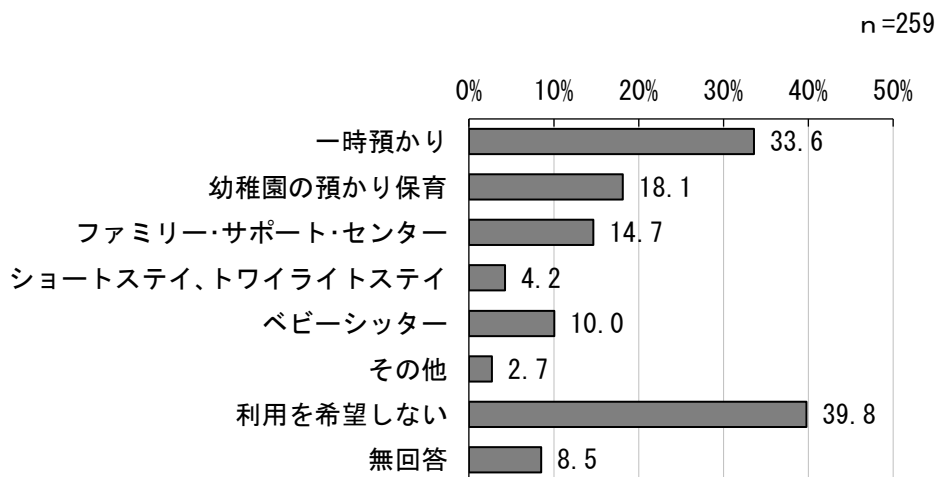
今後日曜・祝日の利用を希望する施設等は、「認可保育所」が12.0%と最も高く、次いで「事業所内保育」が5.4%、「幼稚園の預かり保育」、「ファミリー・サポート・センター」がそれぞれ4.6%となっています。



② 「不定期的な」教育・保育の利用状況について

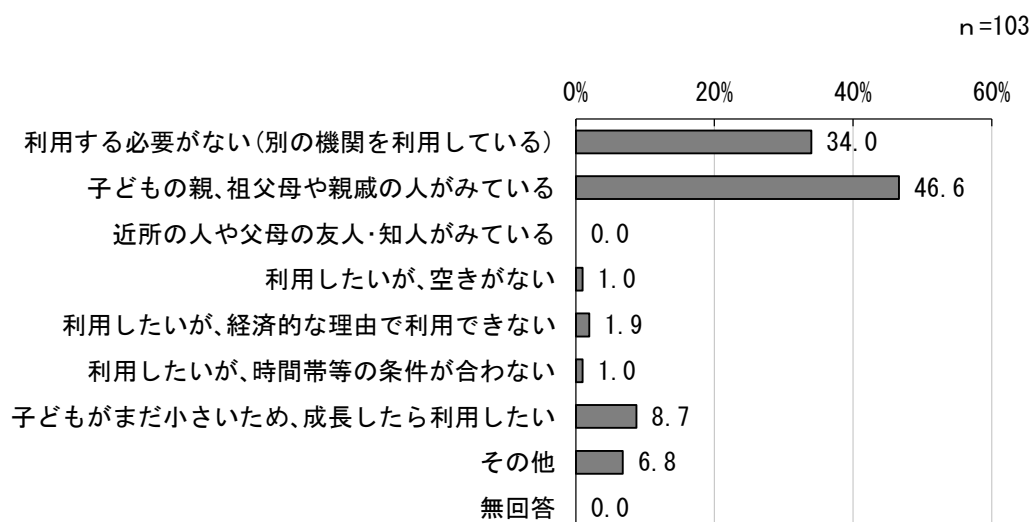
○「不定期に」利用したい一時預かり事業の有無

「不定期に」利用、または利用したい一時預かり事業の有無は、「利用を希望しない」が39.8%と最も高く、次いで「一時預かり」が33.6%、「幼稚園の預かり保育」が18.1%となっています。



○一時預かり事業の利用を希望しない理由

一時預かり事業の利用を希望しない理由は、「子どもの親、祖父母や親戚の人がみている」が46.6%と最も高く、次いで「利用する必要がない（別の機関を利用している）」が34.0%、「子どもがまだ小さいため、成長したら利用したい」が8.7%となっています。

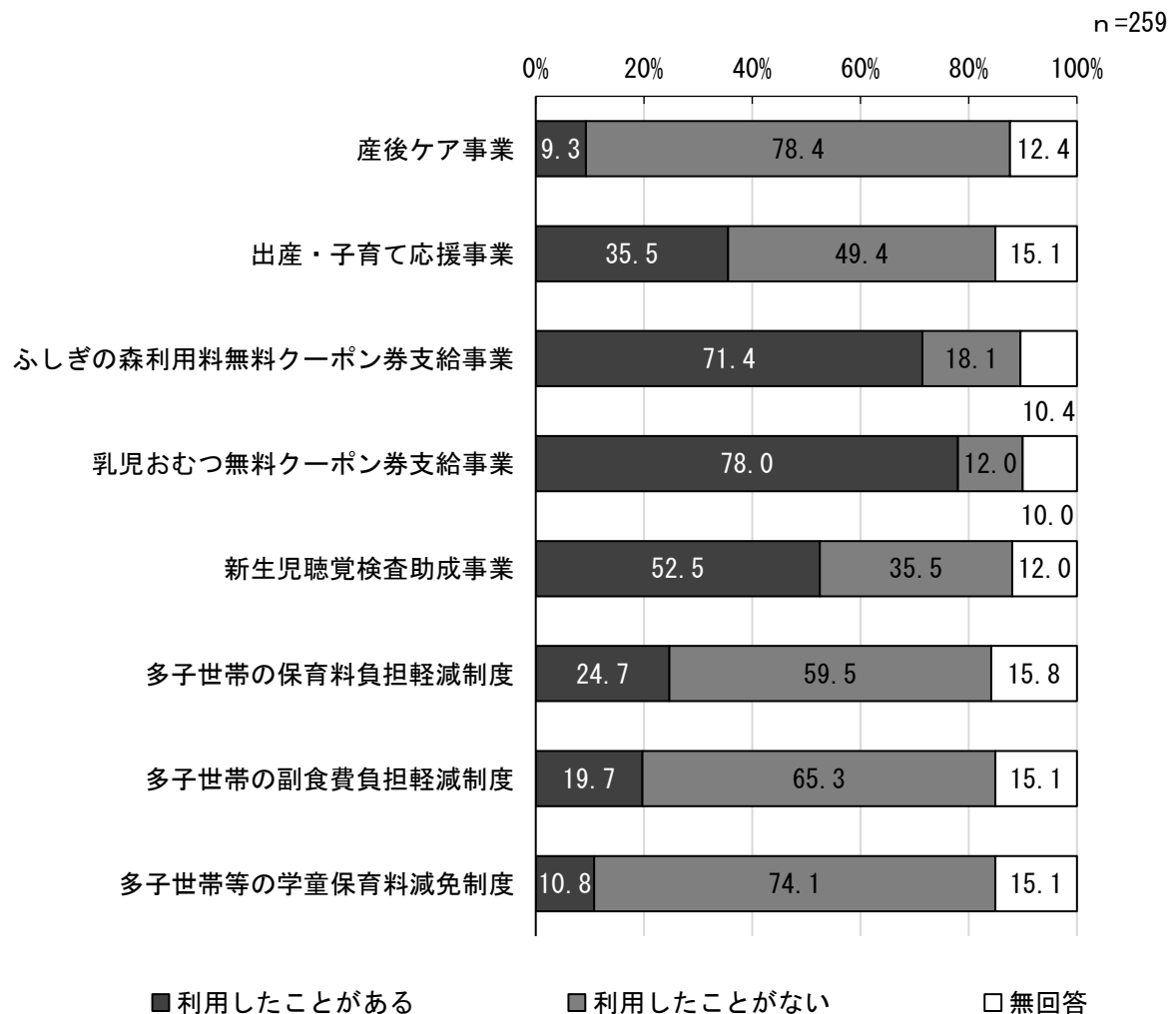


③ 子育て支援事業の利用状況について

○地域子ども・子育て支援事業の利用状況

地域子ども・子育て支援事業の利用状況は、「利用したことがある」としては、「乳児おむつ無料クーポン券支給事業」が78.0%と最も高く、次いで「ふしぎの森利用料無料クーポン券支給事業」が71.4%、「新生児聴覚検査助成事業」が52.5%となっています。

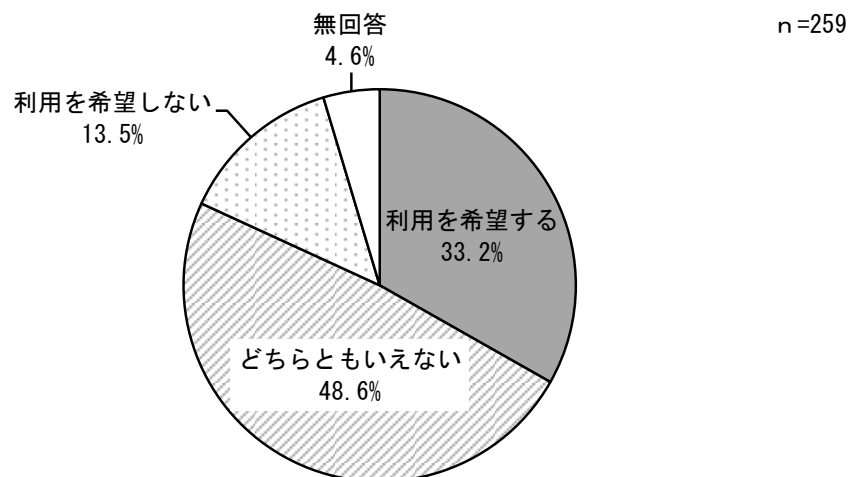
「利用したことがない」としては、「産後ケア事業」が78.4%と最も高く、次いで「多子世帯等の学童保育料減免制度」が74.1%、「多子世帯の副食費負担軽減制度」が65.3%となっています。



④ 病気の際の対応について

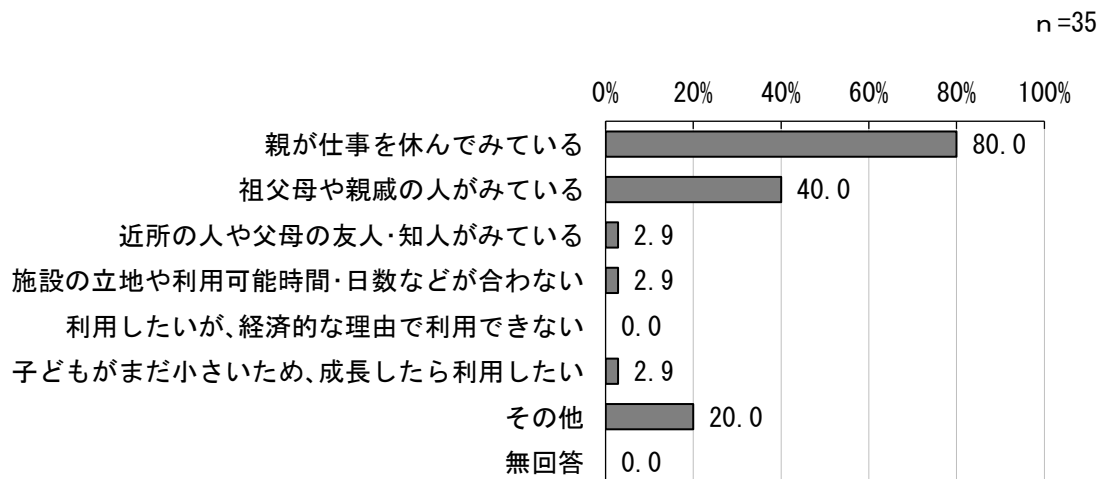
○病児・病後児保育の利用意向

病児・病後児保育の利用意向は、「どちらともいえない」が48.6%と最も高く、次いで「利用を希望する」が33.2%、「利用を希望しない」が13.5%となっています。



○病児・病後児保育の利用を希望しない理由

利用を希望しない理由は、「親が仕事を休んでみている」が80.0%と最も高く、次いで「祖父母や親戚の人がみている」が40.0%となっています。

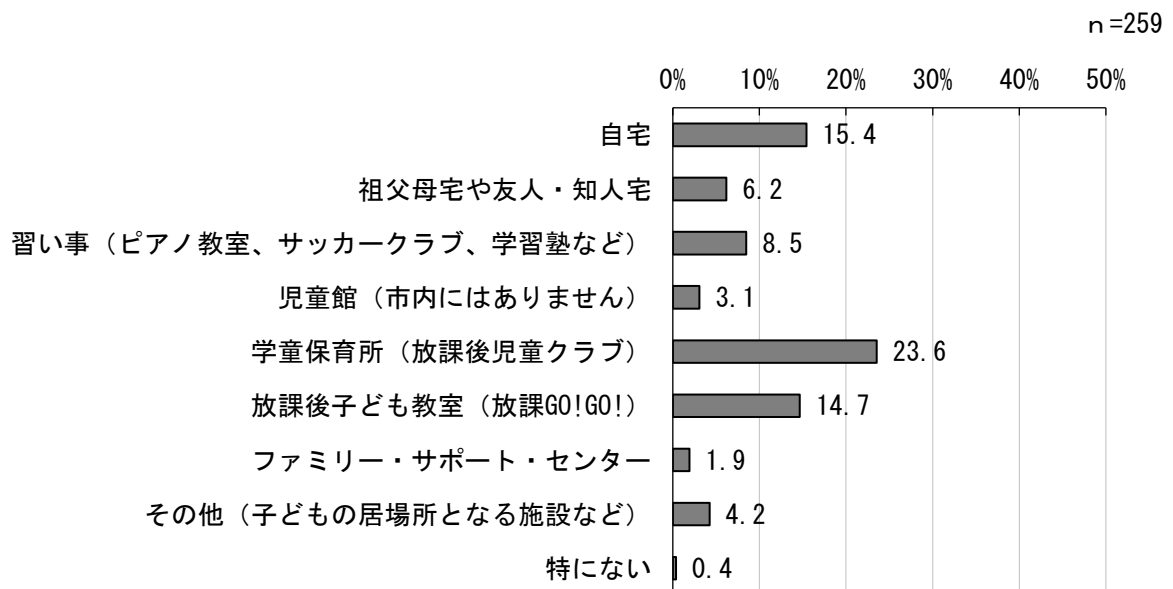


⑤ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

○低学年のうち、放課後や休日を過ごさせたい場所

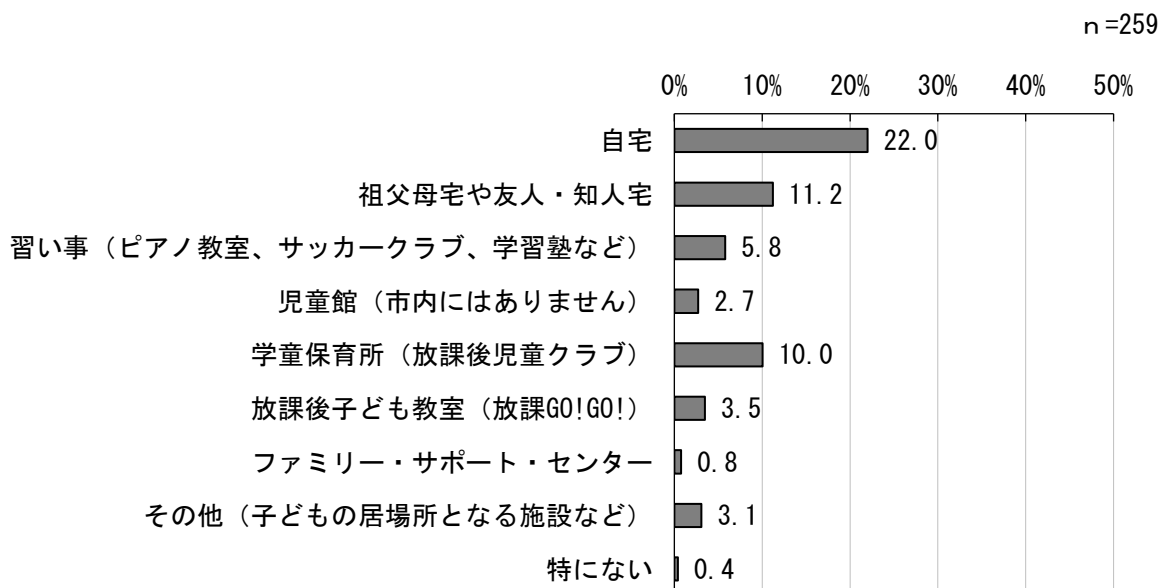
【放課後】

小学校低学年（１～３年生）のうち、平日の学校終了後（放課後）に過ごさせたい場所は、「学童保育所（放課後児童クラブ）」が23.6%と最も高く、次いで「自宅」が15.4%、「放課後子ども教室（放課GO!GO!）」が14.7%となっています。



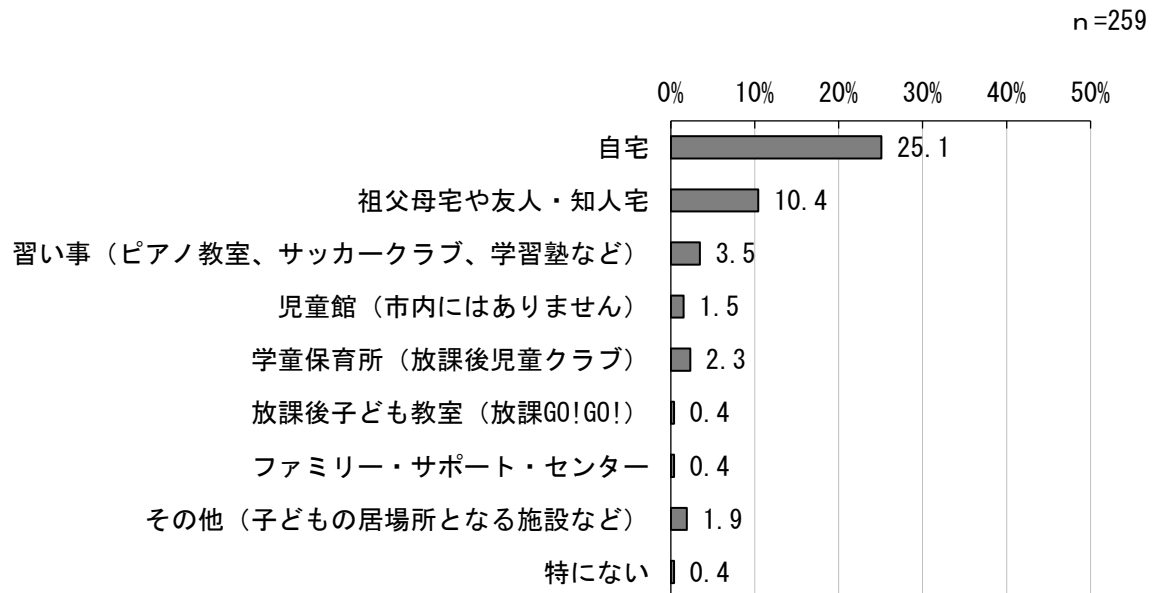
【土曜日】

小学校低学年（１～３年生）のうち、土曜日に過ごさせたい場所は、「自宅」が22.0%と最も高く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」が11.2%、「学童保育所（放課後児童クラブ）」が10.0%となっています。



【日曜・祝日】

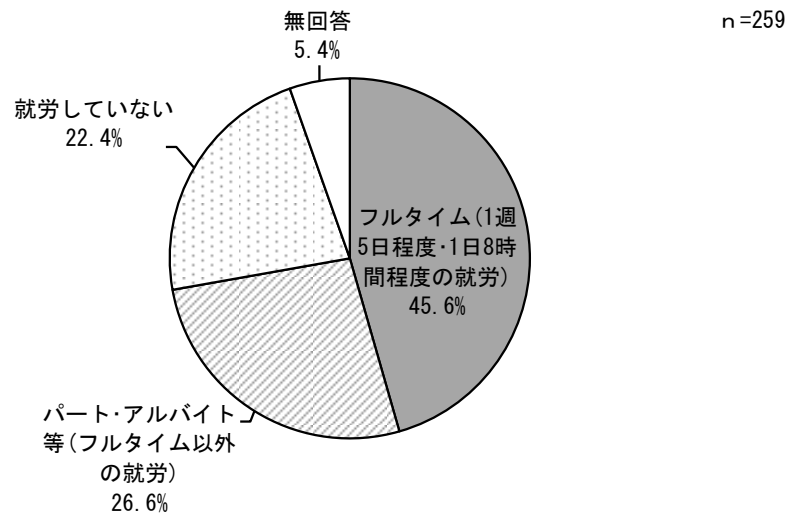
小学校低学年（1～3年生）のうち、日曜・祝日に過ごさせたい場所は、「自宅」が25.1%と最も高く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」が10.4%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が3.5%となっています。



⑥ 保護者の就労状況について

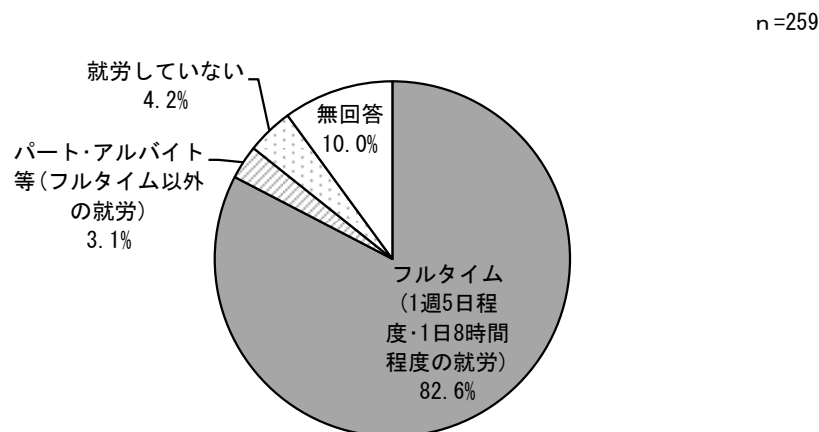
○母親の就労状況

母親の就労状況は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が 45.6%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が 26.6%、「就労していない」が 22.4%となっています。



○父親の就労状況

父親の就労状況は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が 82.6%と最も高く、次いで「就労していない」が 4.2%、「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が 3.1%となっています。

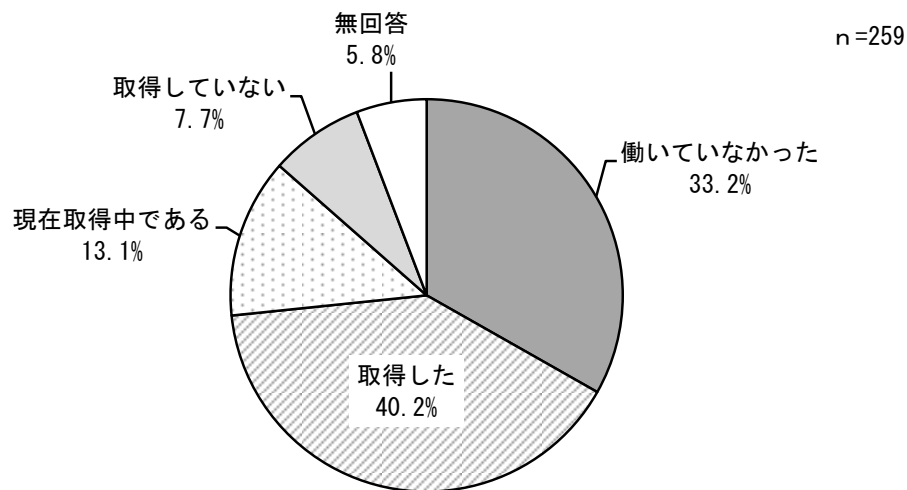


※参考値：父親と母親がともに「フルタイム」または「パート・アルバイト等」と回答した割合 65.3% (169/259)

⑦ 職場の両立支援について

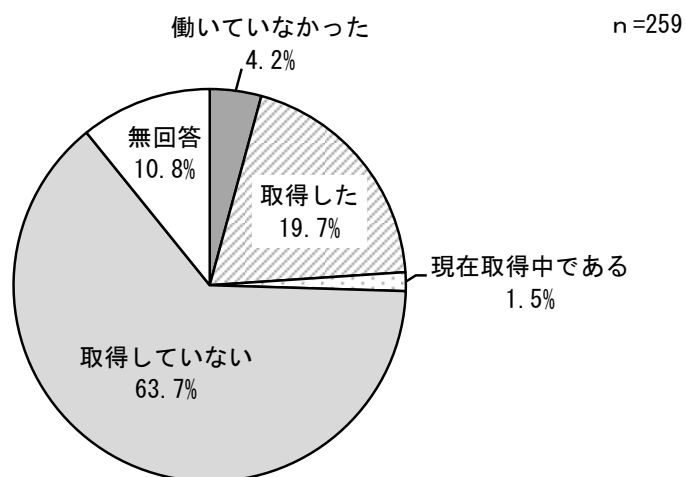
○母親の育児休業の取得状況

母親の育児休業の取得状況は、「取得した」が40.2%と最も高く、次いで「働いていなかった」が33.2%、「現在取得中である」が13.1%となっています。



○父親の育児休業の取得状況

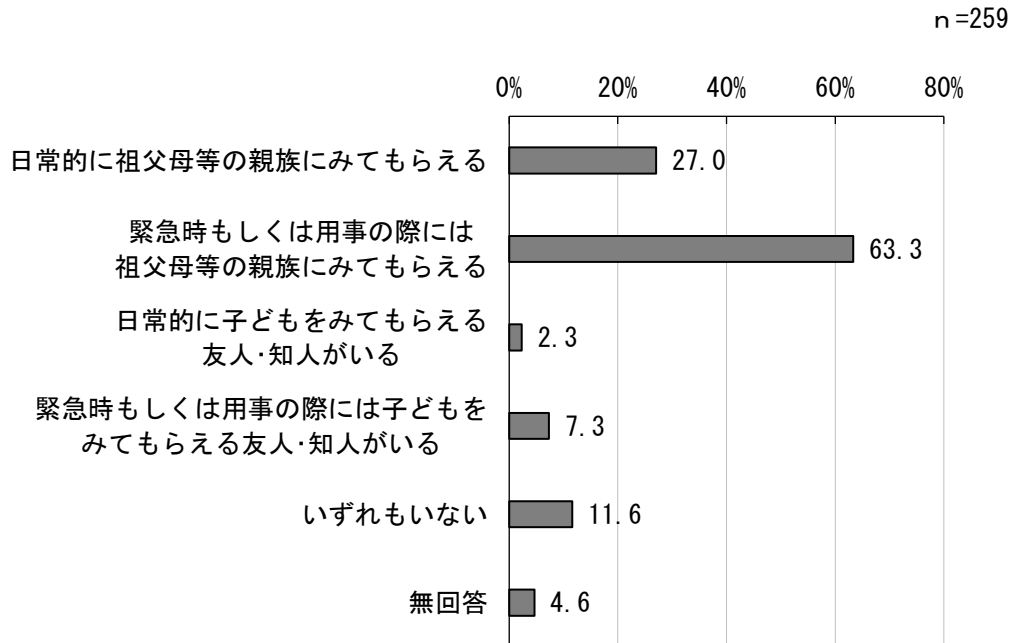
父親の育児休業の取得状況は、「取得していない」が63.7%と最も高く、次いで「取得した」が19.7%、「働いていなかった」が4.2%となっています。



⑧ 子どもの育ちを巡る環境について

○お子さんをみてもらえる親族・知人の有無

お子さんをみてもらえる親族・知人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 63.3%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 27.0%となっており、「いずれもない」は 11.6%となっています。



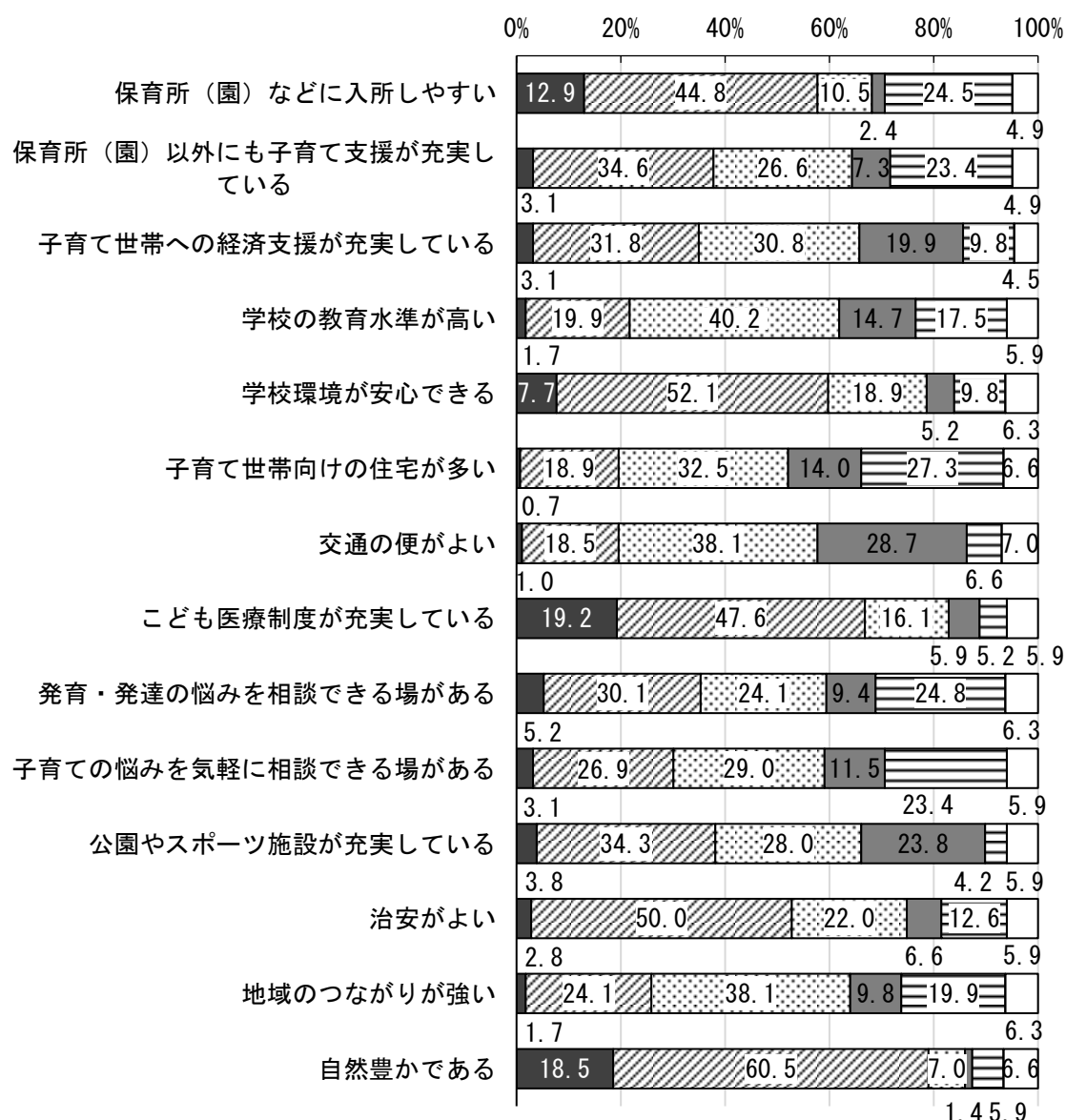
⑨ 砂川市の子育て環境や支援について

○子育て環境について

砂川市の子育て環境について感じていることについて、「とてもそう思う」と「そう思う」の合計は、「自然豊かである」が79.0%と最も高く、次いで「こども医療制度が充実している」が66.8%、「学校環境が安心できる」が59.8%となっています。

「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計は、「交通の便がよい」が66.8%と最も高く、次いで「学校の教育水準が高い」が54.9%、「公園やスポーツ施設が充実している」が51.8%となっています。

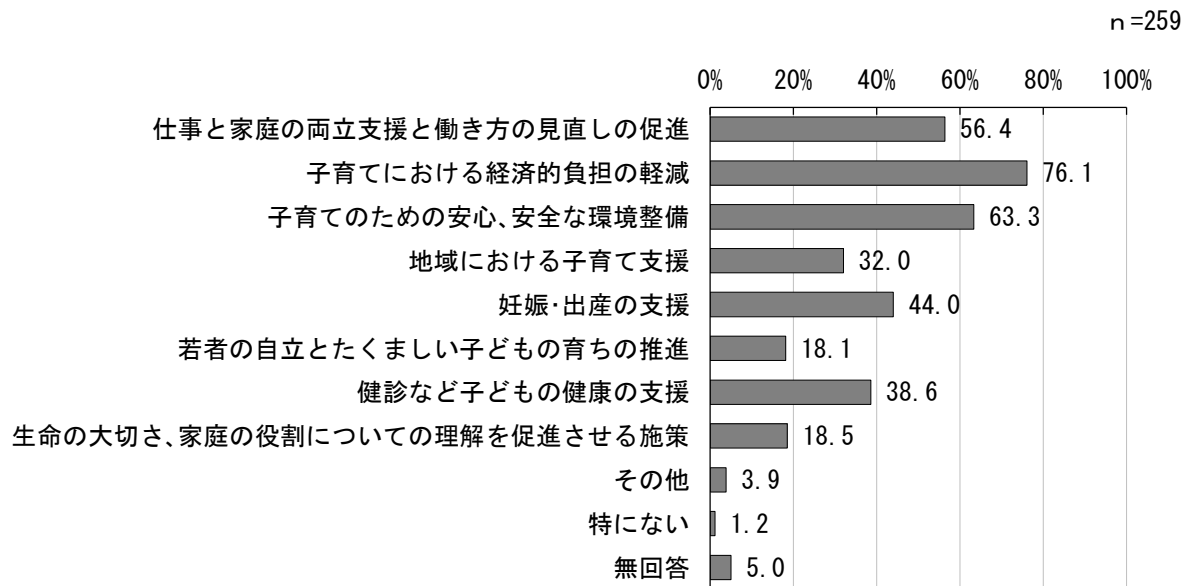
n=286



■とてもそう思う □そう思う □あまりそう思わない ■そう思わない □わからない □無回答

○望ましい子育て支援施策

望ましい子育て支援施策は、「子育てにおける経済的負担の軽減」が76.1%と最も高く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」が63.3%、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が56.4%となっています。

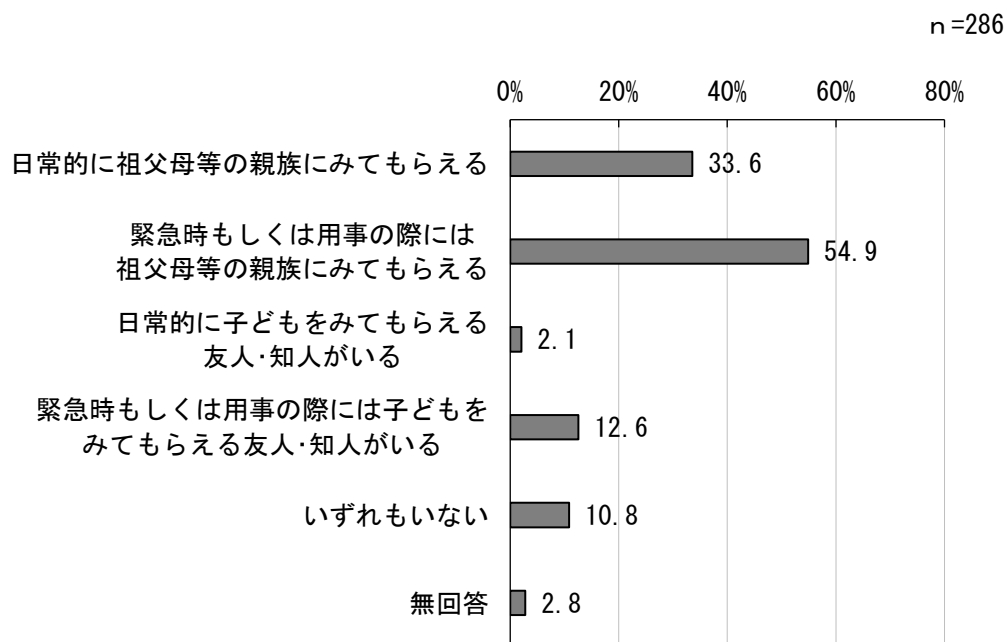


(3) 調査の結果概要（就学児童）

① 子どもの育ちを巡る環境について

○お子さんをみてもらえる親族・知人の有無

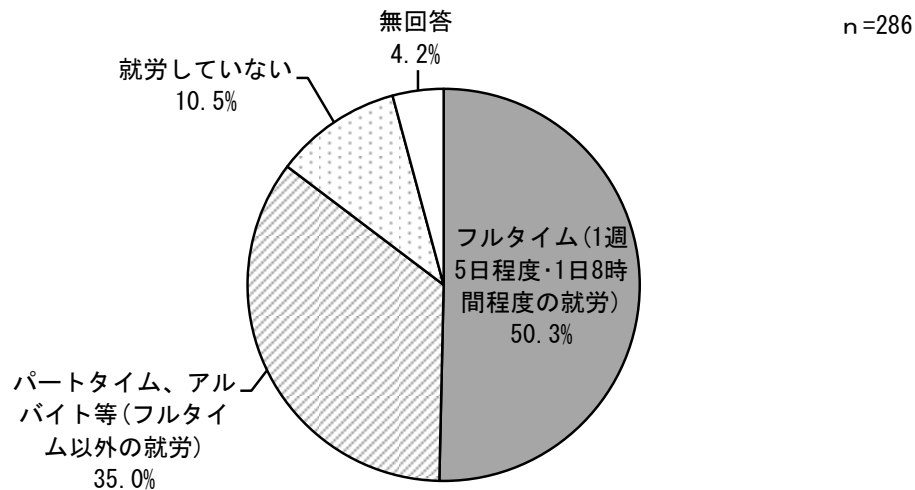
お子さんをみてもらえる親族・知人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 54.9%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 33.6%となっており、「いずれもない」が 10.8%となっています。



② 保護者の就労状況について

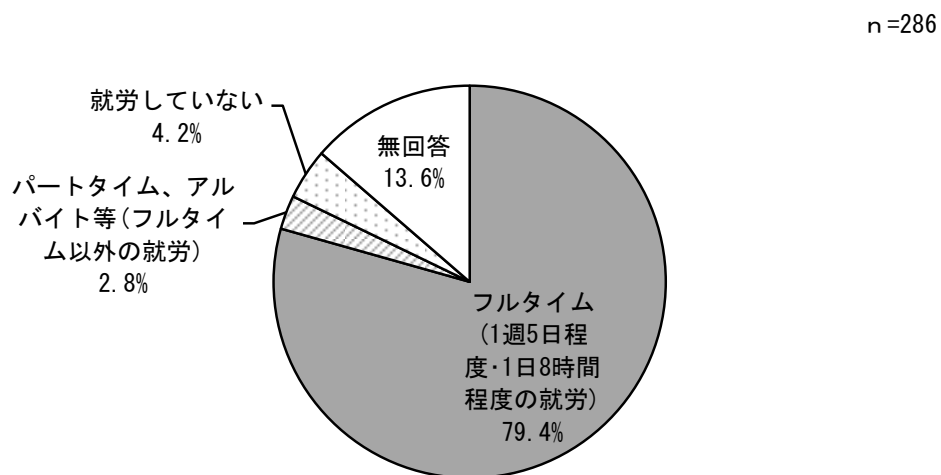
○母親の就労状況

母親の就労状況は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が 50.3%と最も高く、次いで「パートタイム、アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が 35.0%、「就労していない」が 10.5%となっています。



○父親の就労状況

父親の就労状況は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が 79.4%と最も高く、次いで「就労していない」が 4.2%、「パートタイム、アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が 2.8%となっています。

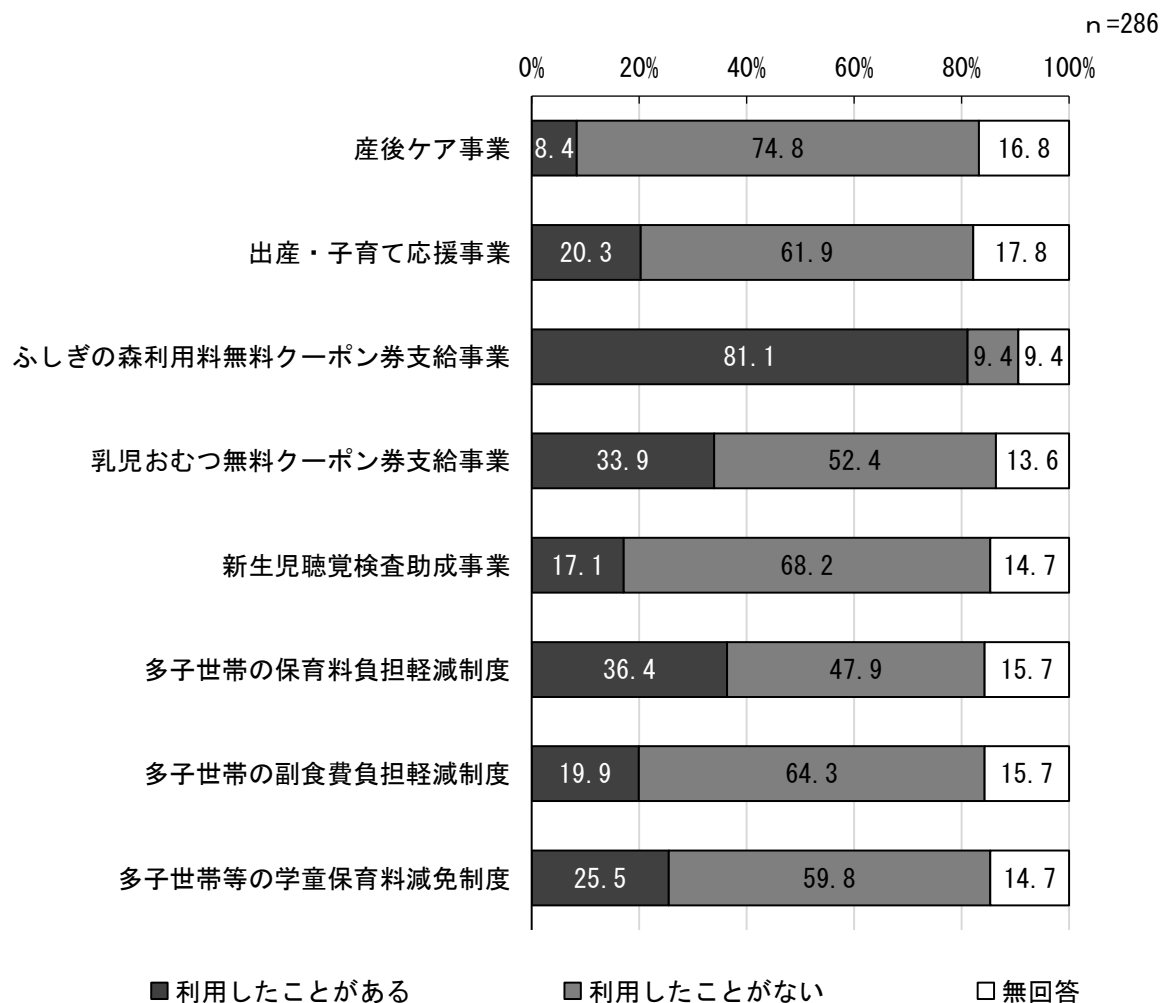


※参考値：父親と母親がともに「フルタイム」または「パート・アルバイト等」と回答した割合 71.0% (203/286)

③ 子育て支援事業の利用状況について

地域子ども・子育て支援事業の利用状況について、「利用したことがある」では、「ふしぎの森利用料無料クーポン券支給事業」が81.1%と最も高く、次いで「多子世帯の保育料負担軽減制度」が36.4%、「乳児おむつ無料クーポン券支給事業」が33.9%となっています。

「利用したことがない」では、「産後ケア事業」が74.8%と最も高く、次いで「新生児聴覚検査助成事業」が68.2%、「多子世帯の副食費負担軽減制度」が64.3%となっています。

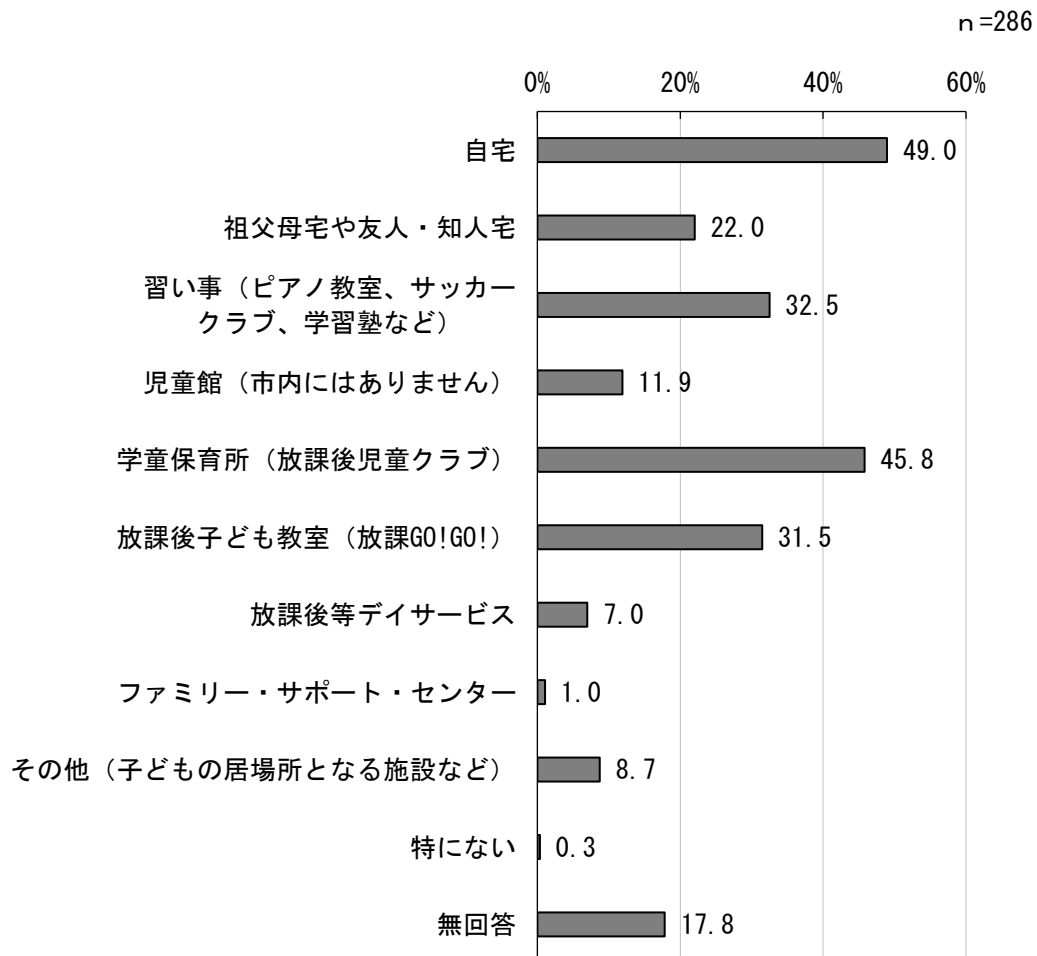


④ 放課後の過ごし方について

○放課後に過ごさせたい場所

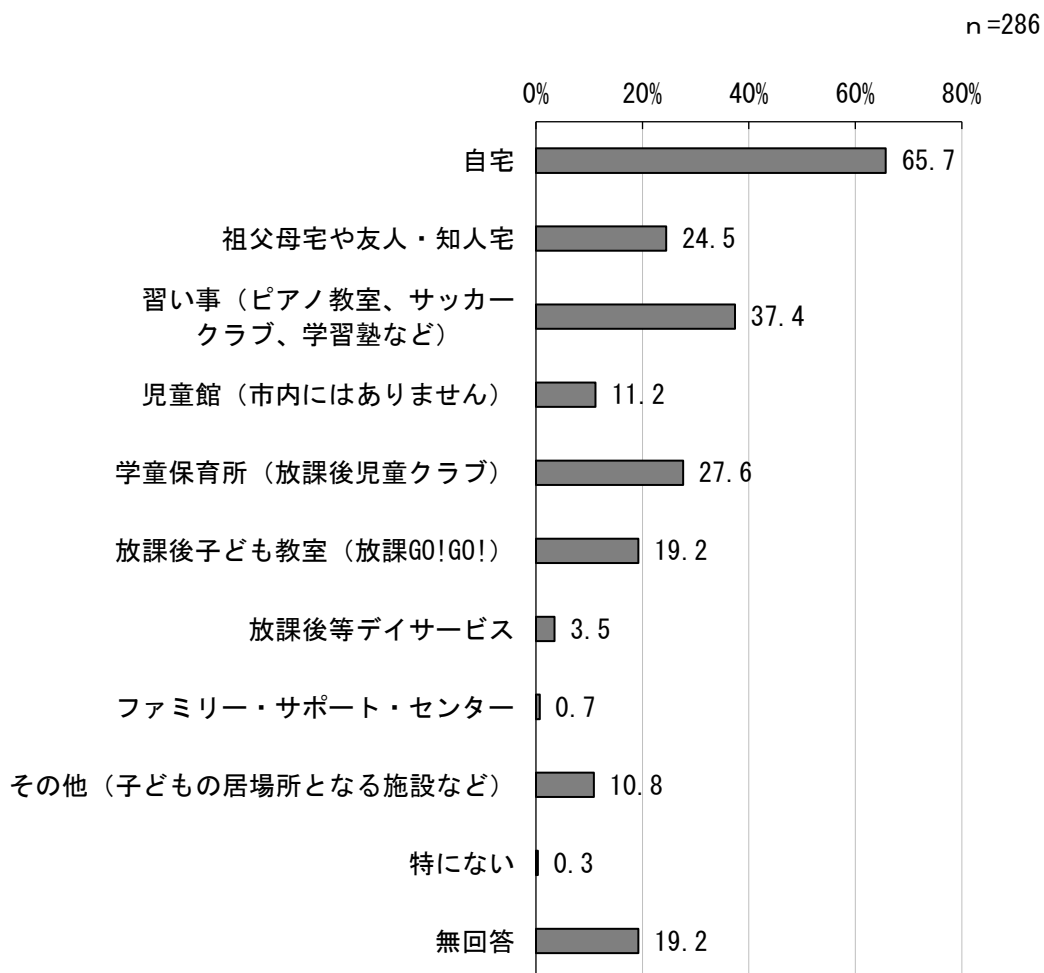
【小学校1～3年生】

小学校1～3年生のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が49.0%と最も高く、次いで「学童保育所（放課後児童クラブ）」が45.8%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が32.5%、「放課後子ども教室（放課GO!GO!）」が31.5%となっています。



【小学校4～6年生】

小学校4～6年生のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が65.7%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が37.4%、「学童保育所（放課後児童クラブ）」が27.6%、「祖父母宅や友人・知人宅」が24.5%となっています。

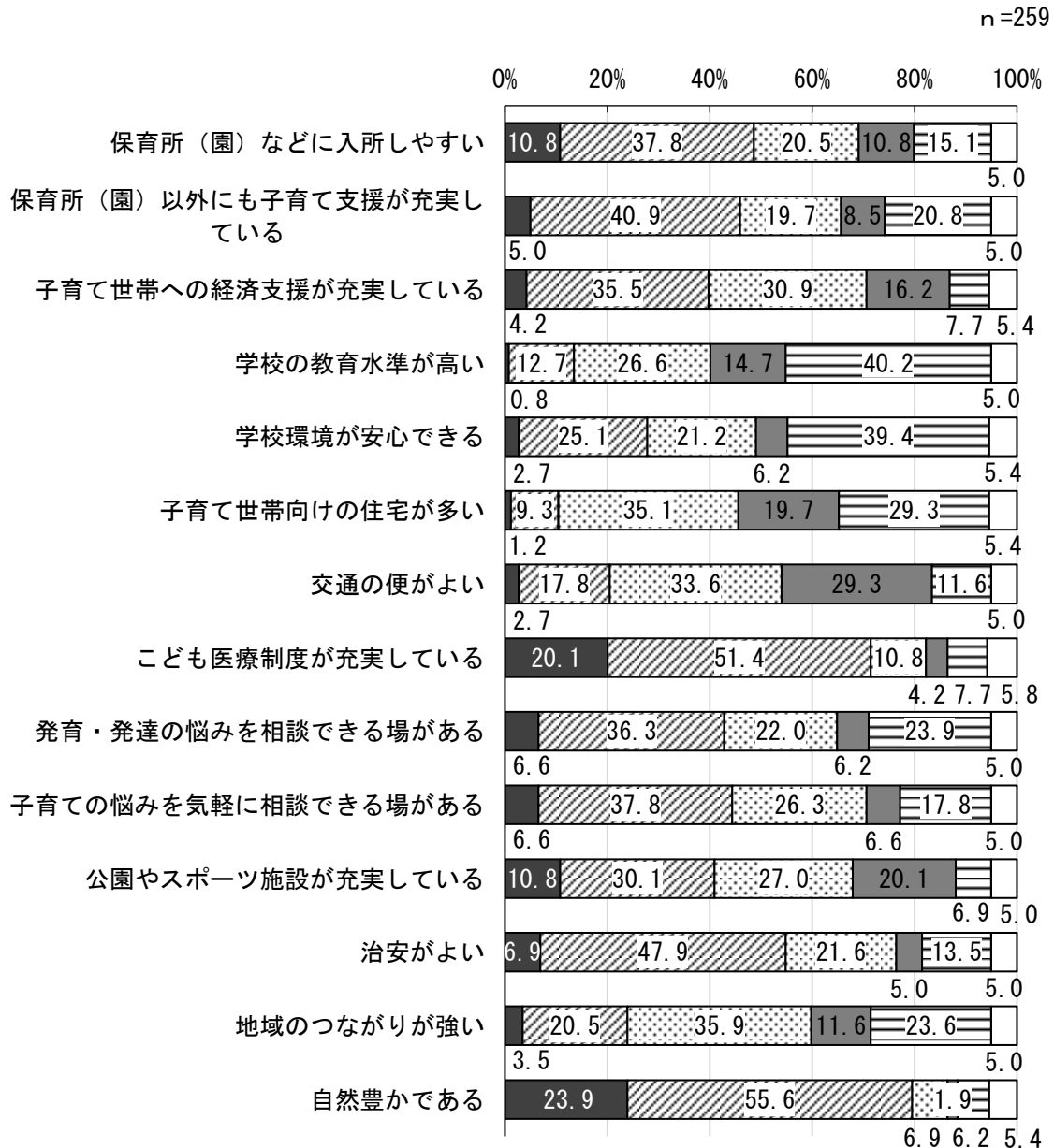


⑤ 砂川市の子育て環境や支援について

○子育て環境について

砂川市の子育て環境について感じていることについて、「とてもそう思う」と「そう思う」の合計は、「自然豊かである」が79.5%と最も高く、次いで「こども医療制度が充実している」が71.5%、「治安がよい」が54.8%となっています。

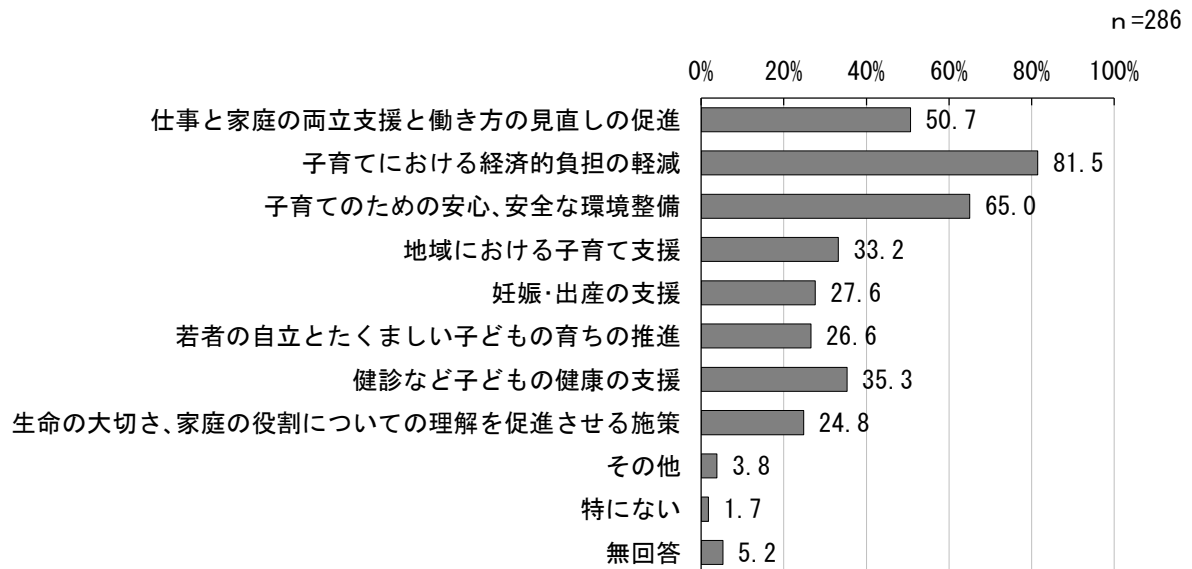
「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計は、「交通の便がよい」が62.9%と最も高く、次いで「子育て世帯向けの住宅が多い」が54.8%、「地域のつながりが強い」が47.5%となっています。



■ とてもそう思う □ そう思う □ あまりそう思わない ■ そう思わない □ わからない □ 無回答

○望ましい子育て支援施策

望ましい子育て支援施策は、「子育てにおける経済的負担の軽減」が81.5%と最も高く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」が65.0%、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が50.7%となっています。



6 アンケート調査（ニーズ把握調査）結果のまとめ

●「定期的な」教育・保育事業

「定期的な」教育・保育事業について、「認可保育所」を利用していると答えた就学前児童保護者は 52.9%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」を利用していると答えた方は 15.4%でした。今後の利用希望については、平日では「認可保育所」が 60.6%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が 37.8%、「幼稚園の預かり保育」が 26.3%、他にも多様な保育ニーズがうかがえます。また、「認可保育所」の利用ニーズとして、子どもの長期休暇期間中については 18.5%、土曜日については 30.9%の方が利用を希望しています。

●「不定期的な」教育・保育事業

不定期に利用したい一時預かり事業について、39.8%の就学前児童保護者が「利用を希望しない」と答えていますが、その一方で「一時預かり」については 33.6%の方が、「幼稚園の預かり保育」については 18.1%の方が、「ファミリー・サポート・センター」についても 14.7%の方が「今後利用したい」と答えています。利用を希望しない理由としては「子どもの親、祖父母や親戚の人がみている」が 46.6%と最も高く、「利用する必要がない（別の機関を利用している）」が 34.0%となっています。

●病児とその家族を支える事業

病児・病後児保育等の利用意向について、就学前保護者は「どちらともいえない」が 48.6%と最も高く、次いで「利用を希望する」が 33.2%、「利用を希望しない」が 13.5%となっています。利用を希望しない理由としては、「親が仕事を休んでみている」が 80.0%と最も高くなっています。

●放課後の過ごし方

放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについて、就学前児童保護者では、低学年のうちは、平日であれば「学童保育所（放課後児童クラブ）」が 23.6%と最も高く、就学児童保護者では、小学校 1～3 年生時においては「自宅」が 49.0%、「学童保育所（放課後児童クラブ）」が 45.8%、4～6 年生時においては「自宅」が 65.7%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 37.4%と高くなっています。

●子育てと子育て環境

地域子ども・子育て支援事業の利用状況については、就学前児童保護者が「利用したことがある」事業として「乳児おむつ無料クーポン券支給事業」が78.0%と最も高く、次いで「ふしぎの森利用料無料クーポン券支給事業」が71.4%、「新生児聴覚検査助成事業」が52.5%となっています。「利用したことがない」事業は、「産後ケア事業」が78.4%と最も高く、次いで「多子世帯等の学童保育料減免制度」が74.1%、「多子世帯の副食費負担軽減制度」が65.3%となっています。就学児童保護者が「利用したことがある」事業は「ふしぎの森利用料無料クーポン券支給事業」が81.1%と最も高く、次いで「多子世帯の保育料負担軽減制度」が36.4%、「乳児おむつ無料クーポン券支給事業」が33.9%となっており、「利用したことがない」事業としては、「産後ケア事業」が74.8%と最も高く、次いで「新生児聴覚検査助成事業」が68.2%、「多子世帯の副食費負担軽減制度」が64.3%となっています。

砂川市の子育て環境について感じていることとして、「とてもそう思う」と「そう思う」の合計は、就学前児童保護者と就学児童保護者ともに、「自然豊かである（就学前児童79.0%、就学児童79.5%）」が最も多く、次いで「こども医療制度が充実している（就学前児童66.8%、就学児童71.5%）」となっており、就学前児童保護者の「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計は、「交通の便がよい」が66.8%と最も高く、次いで「学校の教育水準が高い」が54.9%、「公園やスポーツ施設が充実している」が51.8%となっています。就学児童保護者の「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計は、「交通の便がよい」が62.9%と最も高く、次いで「子育て世帯向けの住宅が多い」が54.8%、「地域のつながりが強い」が47.5%となっています。

望まれている子育て支援施策については、就学前児童保護者と就学児童保護者ともに、「子育てにおける経済的負担の軽減（就学前児童76.1%、就学児童81.5%）」が最も高く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備（就学前児童63.3%、就学児童65.0%）」、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進（就学前児童56.4%、就学児童50.7%）」となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

(1) 基本理念

出産、子育てを希望される方にとって、「子育てをするなら砂川で」というイメージをもってもらえるように、出産前から子育て期を通じて誰もが安心して過ごすことができる社会が形成され、次代を担う子どもの成長を地域で育む機運が高まり、子ども達が心身ともに健やかに成長できるまちづくりを目指し、次の基本理念を定めます。

子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり

(2) 基本の方針

基本理念の実現を目指すうえで大切なことは、

- ① 子どもの成長段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じて、全ての子どもの健やかな成長・発達を保障すること
- ② 保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担感や不安が和らぐように保護者に寄り添い、ニーズに応じた切れ目のない支援を行っていくこと
- ③ 社会を構成する全ての人子ども・子育て支援の重要性を改めて認識するとともに、各々が連携・協力し合いながら、子育て支援に係る社会的な役割を果たしていくことと考え、これらの基本の方針に沿った具体的な施策展開に向けて、計画期間においては次の基本的視点に立ってまちづくりを進めていきます。

2 基本的視点

(1) 次世代を担う子ども一人ひとりが心豊かに育つことのできるまちづくり

子どもが成長する過程において、乳幼児期は心情、意欲態度、基本的生活習慣など生涯にわたる人格形成や社会性の基礎・基本が育まれる時期であり、就学後には知識や技能など学ぶ力を高めていきながら、様々な活動や経験を通じて身体的、精神的にも更なる成長を遂げていく時期となります。

このような成長段階に応じた発達や個性が尊重され、「子どもの最善の利益」が実現するためには、乳幼児期から学齢期に及ぶ教育・保育を良質な内容で実践するとともに、社会体験の機会を確保することや、配慮を必要とする子どもへの適切な支援を行っていくことで、子ども一人ひとりが心身ともに健やかに成長できるまちづくりを進めていきます。

(2) 保護者一人ひとりが喜びと生きがいを感じながら子育てをすることのできるまちづくり

近年は核家族化の進行や、感染症の流行による交流機会の減少などに加え、社会経済が変動する中で保護者の就労状況にも変化が見られ、日々の子育てには不安や負担感を感じることも多い状況となっています。

このような不安や負担感を軽減していくためには、保護者が孤立・孤独感を解消できるような相談体制の充実、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のないサポート体制の確立、子育て世帯に対する継続的な経済的支援などを実施していくことで、保護者一人ひとりが子育てに向き合い、喜びや生きがいを一層感じられるようなまちづくりを進めていきます。

(3) 社会を構成する一人ひとりが子どもや子育て家庭への理解を深め、支え合うまちづくり

国が急激な少子化・人口減少に強い危機感をもち、こども家庭庁の設置や様々な少子化対策を講じているように、この問題は社会全体で改善を目指すべき課題として位置づけられています。各自治体にとっても、地域社会の持続・発展に向けて子育ての障壁となっている問題の把握や、支援を必要としている家庭への援助などに取り組んでいくことが求められています。

このような社会全体の課題を一人ひとりが真摯に受け止め、子育てに適した安全で安心できる地域社会を形成していくためには、道路や公園などの環境整備を着実に推進するとともに、児童虐待の未然防止にもつながる子どもを見守る機運の醸成、仕事と子育ての両立に向けた理解の促進、子育てに困難な状況がある家庭への支援などに努めることで、子育てのしやすいまちづくりを進めていきます。

3 施策体系

砂川市子ども・子育て支援の施策について、体系や方向性をまとめます。

基本理念

子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり

基本的視点	基本施策	主な事業
次世代を担う子ども一人ひとりが心豊かに育つことのできるまちづくり	①乳幼児期における親子のふれあいの促進 ②幼児期の教育・保育の充実 ③学齢期における子どもの成長への支援 ④子どもの社会体験の充実 ⑤配慮が必要な子どもへの支援 ⑥保育士・教職員等の資質の向上	◎子育て支援センター事業 ◎ブックスタート ◎特別保育（延長保育、一時保育） ◎病児・病後児保育 ◎学童保育所 ◎放課後学習サポート ◎ジャリン子四季自然体験塾 ◎親子わいわいすぽ一つらんど ◎児童発達支援 ◎通級指導教室 ◎肢体不自由児療育訓練事業 ◎保育所 ICT システムの活用 ◎教職員等の質の向上 など
保護者一人ひとりが喜びと生きがいを感じながら子育てをすることのできるまちづくり	①子育てに関する相談体制・学習機会の充実 ②子育てに対するサポート体制の確保 ③母子保健サービスの充実 ④食育の推進 ⑤子育てに対する経済的支援	◎子ども家庭センター ◎家庭児童相談 ◎ファミリー・サポート・センター事業 ◎乳児家庭全戸訪問事業 ◎産後ケア事業 ◎離乳食講習会 ◎子ども医療費助成事業 ◎学校給食費無償化事業 ◎保育所・幼稚園副食費負担軽減 ◎乳児すこやか応援クーポン券支給事業 ◎ふしぎの森利用無料クーポン券支給事業 など
社会を構成する一人ひとりが子どもや子育て家庭への理解を深め、支え合うまちづくり	①安全・安心な子育て環境の整備 ②児童虐待防止対策の充実 ③ひとり親家庭の自立支援 ④経済的困難等を抱える家庭への支援	◎歩道などの道路、使いやすい公園の整備 ◎あいさつ運動の推進 ◎砂川市要保護児童対策地域協議会 ◎民生児童委員協議会 ◎母子・父子家庭相談 ◎児童扶養手当支給事業 ◎母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 ◎母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業 ◎就学援助制度 など

第4章 砂川市子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての「量の見込み」と、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の方策」を記載することとされています。また、「量の見込み」と「確保の方策」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」という。）」を定めることとなっています。

提供区域は、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、設定することになります。

本市は、行政面積が 78.68 km²と市の全国平均（156.68 km²）より狭く、一つの指標となる中学校区域も 1 か所であることから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域とし、市内全域を 1 つの提供区域として設定します。

（１）砂川市における教育・保育提供区域

事業区分	提供区域
1号認定（3～5歳）	市内全域
2号認定（3～5歳）	
3号認定（0歳）	
3号認定（1～2歳）	

（２）地域子ども・子育て支援事業ごとの提供区域

各事業の性格から市内全域を基本とします。

事業名	提供区域
（１）利用者支援に関する事業	市内全域
（２）地域子育て支援拠点事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	
（３）妊婦健診事業	
（４）乳児家庭全戸訪問事業	

事業名	提供区域
(5) 養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業	市内全域
(6) 子育て短期支援事業	
(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	
(8) 一時預かり事業	
(9) 時間外保育事業(延長保育)	
(10) 病児・病後児保育事業	
(11) 放課後児童健全育成事業(学童保育所)	
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
新(14) 子育て世帯訪問支援事業	
新(15) 児童育成支援拠点事業	
新(16) 親子関係形成支援事業	
新(17) 産後ケア事業	
新(18) 乳幼児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	
新(19) 妊婦等包括支援事業(伴奏型相談支援事業)	

2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容

(1) 教育・保育の量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ把握調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

【認定区分】

「子ども・子育て支援法」第19条等に基づき、教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定区分が設けられています。

保護者の申請を受け、市が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）した上で施設型給付を行う仕組みとなっています。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の教育希望 (教育標準時間認定)	主に幼稚園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所 認定こども園、 地域型保育に該当

※施設型給付＝保護者本人への給付ではなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

(2) 教育・保育の提供体制の確保内容と実施時期

教育・保育の利用状況及びニーズ把握調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前の児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

① 1号認定（3歳以上、幼児期の教育希望）

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	61人	62人	58人	56人	55人
確保の内容	75人	75人	75人	75人	75人
特定教育・保育施設	75人	75人	75人	75人	75人
確認を受けない申出を行った幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	14人	13人	17人	19人	20人

※必要利用定員総数＝幼児期の教育・保育の量の見込み

※確認を受けない申出を行った幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。

②2号認定（3歳以上、保育の必要性あり）

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	140人	141人	134人	130人	127人
確保の内容	184人	184人	184人	184人	184人
特定教育・保育施設	164人	164人	164人	164人	164人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
企業主導型保育施設の 地域枠	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	20人	20人	20人	20人	20人
過不足	44人	43人	50人	54人	57人

※必要利用定員総数＝幼児期の教育・保育の量の見込み

③3号認定（0歳、保育の必要性あり）

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	16人	15人	15人	15人	15人
確保の内容	22人	22人	22人	22人	22人
特定教育・保育施設	17人	17人	17人	17人	17人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
企業主導型保育施設の 地域枠	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	5人	5人	5人	5人	5人
過不足	6人	7人	7人	7人	7人

※必要利用定員総数＝幼児期の教育・保育の量の見込み

④3号認定（1・2歳、保育の必要性あり）

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	67人	65人	67人	66人	65人
確保の内容	79人	79人	79人	79人	79人
特定教育・保育施設	59人	59人	59人	59人	59人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
企業主導型保育施設の 地域枠	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	20人	20人	20人	20人	20人
過不足	12人	14人	12人	13人	14人

※必要利用定員総数＝幼児期の教育・保育の量の見込み

（３）教育・保育の一体的提供及び推進に関する考え方

①認定こども園について

小学校就学前の子どもに対する教育・保育については、従前からの幼稚園・保育所に加え平成18年10月から認定こども園制度がスタートしました。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化にかかわらず、柔軟に子どもを受入れられる施設です。近隣自治体の中には教育・保育施設が提供区域内に1か所で公設公営により運営している事例がありますが、本市では市内に施設型給付により運営している私立幼稚園があり、保護者の意向等により市外の幼稚園を選択するケースも見受けられます。

つきましては、現状として教育・保育に対するニーズは一定程度満たされていることや、今後、国は各自治体における「乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の導入を想定しているため、その運用方法等について注視する必要があることから、今期の計画期間中における市立保育所の認定こども園制度への移行は予定していないものです。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容と実施時期

国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。さらに、設定した「量の見込み」に対応するように、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑にできるように情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【確保の方策】

令和3年度から令和6年度まで実施した子育て世代包括支援センターに代わって、令和7年度から子ども家庭センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく提供できる体制を整備するとともに、支援を必要とする家庭のワンストップ相談窓口となるよう取り組んでいきます。

〔子ども家庭センター〕

対象	妊産婦、0～18歳までの子どもとその保護者	実施時期	通年
内容	「子ども家庭センター」は、母子保健と児童福祉の両分野がそれぞれの機能を維持し、専門性を発揮しながら協働することで全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し一体的な相談支援を行う。組織については、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長を配置するほか、双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員を配置することにより、地域の全ての妊産婦・こどもとその家庭が、切れ目なく、必要な母子保健・児童福祉に係る包括的支援を受けることができることとなる。		

【利用者支援事業実施箇所数】

(単位：か所)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	子ども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	子ども家庭センター型	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、育児不安などについての相談・指導、子育てサークルへの支援、子育て情報の提供、遊びの提供、保護者の交流等を行い、子育て家庭への支援を行う事業です。

【確保の方策】

現状実施している「子育て支援センター」で事業の展開を図ります。

〔にこにこ広場〕

対象	0歳～就学前の親子（登録制）	実施時期	通年
内容	保育士が歌や体操、季節ごとの工作遊びやゲームなど、親子や子ども同士と一緒に遊べるプログラムを作成するほか、運動会や季節の行事など様々な事業を実施する。		

〔にこにこサロン〕

対象	0歳～就学前の親子	実施時期	通年
内容	親子や子ども同士と一緒に遊べる場や、親同士が子育てについての情報交換をできる場を提供する。		

【にこにこ広場・にこにこサロン延利用者数】

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		2,622	2,612	2,553	2,494	2,452
確保の方策	利用者数	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

（３）妊婦健診事業

全ての妊婦が安全・安心な出産を迎えるため、定期的な健診の受診ができるよう費用を助成する事業です。

【確保の方策】

現状実施している「妊婦一般健康診査事業（道協定委託）」及び「砂川市妊婦一般健康診査費用助成事業」を引き続き行います。

〔妊婦一般健康診査事業及び砂川市妊婦一般健康診査費用助成事業〕

対象	妊婦	実施時期	通年
内容	妊婦一般健康診査受診票 14 枚（超音波検査 6 回含）と砂川市妊婦一般健康診査補助券（15 回目以降の健診及び超音波検査有料回分）を妊娠届出時と妊婦健康相談時に分けて発行し、受診を促す。健診は委託医療機関において実施する。		

【妊婦一般健康診査受診人数】

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	130	125	120	120	120
確保の方策	130	130	130	130	130

（４）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を「こんにちは赤ちゃん事業」として訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるための事業です。

【確保の方策】

今後も継続して、保健師による家庭訪問を実施します。

【こんにちは赤ちゃん事業】

対象	0歳～生後4か月までの親子	実施時期	通年
内容	こんにちは赤ちゃん事業として、全新生児を対象に保健師による家庭訪問を実施し、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、必要に応じて地域社会や関係部局と連携を図る。		

【乳児家庭訪問数】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	69	68	67	66	65
確保の方策	70	70	70	70	70

（５）養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業

要支援児童・特定妊婦・要保護児童（*）等の養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行うとともに、砂川市要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童等の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。

【確保の方策】

現状の体制を維持し引き続き事業を行うとともに、関係機関と連携を図ります。

【乳児幼児訪問指導】

対象	0歳～就学前までの親子	実施時期	通年
内容	乳幼児健診などで支援が必要と判断したもの、心身障がい児、健診未受診者などを対象に家庭訪問を実施する。		

【妊産婦訪問指導】

対象	妊産婦	実施時期	通年
内容	全初妊婦・妊娠8か月以降届出の者・異常の既往などで支援の必要な者を対象に家庭訪問を実施し、相談・指導を行う。産婦の対象は乳児家庭全戸訪問事業に準じる。		

〔砂川市要保護児童対策地域協議会〕

対象	関係機関	実施時期	必要の都度随時
内容	要保護児童及びその保護者に対する情報の交換、支援の内容に関する協議、支援方策の具体的な検討や支援。		

【乳児幼児・妊産婦訪問指導数】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	30	30	30	30	30
確保の方策	30	30	30	30	30

*要支援児童・特定妊婦・要保護児童の定義（児童福祉法の規定より）

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（児童福祉法第6条の3第5項）
 特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3第5項）
 要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（児童福祉法第6条の3第8項）

（6）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

【確保の方策】

ニーズ把握調査の結果からニーズが見込まれませんでした。今後においてもニーズの把握に努めます。

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録してもらい、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。

【確保の方策】

現状に引き続き実施します。

〔ファミリー・サポート・センター事業〕

対象	満1歳以上の未就学児及び就学児	実施時期	通年
内容	急な残業時や、保育所や習い事への送迎時など、突発的で変動的な保育ニーズに対応するため、地域において育児の援助が必要な人（依頼会員）と子どもを預かることのできる人（協力会員）による会員登録制の相互援助活動組織をつくり、依頼に応じて協力会員により保育を実施し、子育て中の保護者の育児をサポートする。（料金は別途徴収する）		

【ファミリー・サポート・センター事業延利用者数】

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	低学年	10	10	10	10	10
	高学年	5	5	5	5	5
確保の 方策	低学年	10	10	10	10	10
	高学年	5	5	5	5	5

（８）一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主に昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かりを行う事業です。

【確保の方策】

現状に引き続き、市内幼稚園及びひまわり保育園で実施します。

〔幼稚園の一時預かり（幼稚園型）〕

対象	在園児（3～5歳）	実施時期	通年
内容	砂川天使幼稚園において、月～金曜日（8時～10時、14時～18時）及び長期休業中（8時～18時）に在園児を対象に一時的な保育を行う。（保育料を設定し徴収）		

【幼稚園型一時預かりの延利用者数】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み合計	3,081	3,047	2,999	2,933	2,847
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり (1号認定見込み)	462	457	450	440	427
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり (2号認定見込み)	2,619	2,590	2,549	2,493	2,420
確保の方策	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100

〔保育所等の一時預かり（幼稚園型以外）〕

対象	事前に利用申込みをした1～5歳児	実施時期	通年
内容	ひまわり保育園において、月～土曜日（8時30分～17時）まで1～5歳児を対象に一時的な保育を行う。（保育料を設定し徴収）		

【幼稚園型以外の一時預かりの延べ利用者数】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,196	1,197	1,198	1,199	1,199
保育所の一時預かり (幼稚園型以外)	1,146	1,147	1,148	1,149	1,149
子育て援助活動支援事業	50	50	50	50	50
確保の方策	2,980	2,980	2,980	2,980	2,980
保育所の一時預かり (幼稚園型以外)	2,930	2,930	2,930	2,930	2,930
子育て援助活動支援事業	50	50	50	50	50

（９）時間外保育事業（延長保育）

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、保育標準時間又は保育短時間を超えて、朝は午前７時１５分から午前８時まで、夜は午後６時１５分から午後７時００分までの保育を実施する事業です。

【確保の方策】

現状に引き続き、市内３保育所で実施します。

〔延長保育〕

対象	保育所入所児童 １～５歳児	実施時期	通年
内容	市内の３保育所で１～５歳児を対象に、保育標準時間で午後６時１５分から午後７時まで、保育短時間で午前７時１５分から午前８時、午後４時から午後６時１５分、午後６時１５分から午後７時までの保育を行う。保育料は別途徴収。		

【延長保育利用者数】

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	52	52	52	52	52
確保の方策	80	80	80	80	80

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で一時的に預かる事業です。

【確保の方策】

現状に引き続き、砂川市立病院内の施設で実施します。

〔病児・病後児保育〕

対象	生後6か月～小学校3年生	実施時期	通年
内容	生後6か月から小学校3年生までを対象とし、病中又は病気の回復期にある子どもを、就労などのため家庭で保育できない保護者に代わり、砂川市立病院内の施設で一時的に保育する。		

【病児・病後児保育延利用者数】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	101	101	100	100	100
確保の方策	879	879	879	879	879

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全育成を図る事業です。

【確保の方策】

現状は、市内5小学校区で実施していますが、令和8年4月に市内小中学校が再編されて義務教育学校が開校することに伴い、学童保育施設も再編します。

令和8年度から中央地区に1か所（定員120人）、北地区に1か所（定員40人）の学童保育施設を開設する予定としています。

〔学童保育所〕

対象	小学生	実施時期	通年
内容	保護者から申請があった小学生を放課後や土曜日、長期休業中に指導員が保育する。保育内容は、自由遊びや集団遊び、生活習慣を身に付ける活動、誕生会などの行事を行う。		

【学童保育所登録者数】

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	1年生	32人	32人	36人	36人	34人
	2年生	42人	32人	32人	36人	35人
	3年生	36人	42人	32人	32人	36人
	4年生	8人	8人	9人	8人	8人
	5年生	10人	8人	8人	9人	8人
	6年生	8人	9人	7人	8人	8人
	低学年	110人	106人	100人	104人	105人
	高学年	26人	25人	24人	25人	24人
確保の 方策	低学年	150人	120人	120人	120人	120人
	高学年	40人	40人	40人	40人	40人

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者のうち、生活保護世帯等の低所得で生計が困難な世帯の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業です。具体的には、施設型給付の対象となる幼稚園及び保育所等で必要となる物品の購入費用等、又は施設等利用給付の対象となる幼稚園で提供される副食費が対象となります。

【確保の方策】

市内及び近隣自治体の幼稚園等は施設型給付費で運営しているため、副食費については対象者が見込まれません。また、物品の購入費用等については、低所得で生計が困難な世帯における教育・保育給付認定のニーズが生じた場合に必要に応じて検討します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

こども・子育て支援加速化プランによる保育の受皿拡大や子ども・子育て支援新制度を円滑に実施していくために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所や小規模保育などの設置を促進していく事業です。

【確保の方策】

地域子ども子育て支援事業等について、新規参入を希望する事業所等のニーズが生じた場合に必要に応じて検討します。

新（14）子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【確保の方策】

子ども家庭センターにおいて、市内のニーズ状況を把握する方法について協議を行い、その結果を踏まえて事業の必要性を適宜検討します。

新（15）児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつながりを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【確保の方策】

子ども家庭センターにおいて、市内のニーズ状況を把握する方法について協議を行い、その結果を踏まえて事業の必要性を適宜検討します。

新（16）親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業です。

【確保の方策】

子ども家庭センターにおいて、市内で事業の対象となりえる世帯の状況を把握する方法について協議を行い、その結果を踏まえて事業の必要性を適宜検討します。

新（17）産後ケア事業

出産後、育児等の支援が必要な産後1年未満の母親と赤ちゃんを対象に、宿泊型の母子産後ショートステイや、通所型の母乳外来などの方法により、専門家のサポートを受けながら過ごしたり、育児や授乳相談のサポートを受けたりすることができる事業です。

【確保の方策】

令和5年度から医療機関等へ委託する方式で事業を開始しており、引き続き実施します。

【産後ケア事業延利用者数】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20

新（18）乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

【確保の方策】

国の基準に基づき、令和8年度から「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けた取組を進めます。

新（19）妊婦等包括支援事業（伴走型相談支援事業）

妊娠の届出時、妊娠7か月頃の中期、出産後の新生児訪問時の面談など切れ目のない形で、全ての妊産婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、保健師・栄養士が面談等により妊娠・子育てにかかわる相談に応じるとともに、面談を行った妊婦等に給付金を支給することで経済的にも支援する事業です。

【確保の方策】

令和4年度から伴走型相談支援事業として開始しており、引き続き実施します。

【面談実施回数】

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	260	260	260	260	260
確保方策	260	260	260	260	260

第 5 章 砂川市次世代育成支援地域行動計画

資料編

1 計画策定組織

2 砂川市子ども・子育て会議設置要綱

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律65号。以下「法」という。）第2条に定める基本理念に則り、家庭、学校、地域、職域その他子ども・子育てに係る関係者による子育て支援を、法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画により、総合的かつ効果的に推進するため、法第77条第1項の規定に基づき、砂川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果に基づいて、市長に提言を行うものとする。

- （1）特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- （2）特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- （3）砂川市子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- （4）子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事。
- （5）その他子ども・子育て支援に関する事。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する10人以内の委員をもって組織する。

- （1）子どもの保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者）
- （2）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （3）学識経験者
- （4）その他市長が必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課が行う。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成25年10月23日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する

3 砂川市子ども・子育て会議設置名簿

No.	氏 名	所 属	摘 要
1			会 長
2			副会長
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

**第3期砂川市
子ども・子育て支援事業計画**

令和7年3月発行

発行：砂川市

編集：砂川市 保健福祉部

子育て支援課子育て支援係

〒073-0195 北海道砂川市西7条北2丁目1-1

T E L 0125-74-8369